

国の制度及び予算に関する 提案・要望書



平成27年6月

横浜市



横浜市政の推進にあたり、日頃から御理解、御高配をいただき、深く感謝申し上げます。

横浜市をはじめ日本の都市を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、巨大災害の切迫、インフラの老朽化など、高度化・複雑化した課題が逼迫しており、これらの課題を克服するためには、国と地方が一体となって立ち向かわなければなりません。

このような大きな転換期を迎え、横浜市は昨年、「中期4か年計画」を策定し、4か年の基本政策に加え、計画期間を超える2025年を見据えた「未来のまちづくり戦略」を明記しました。横浜市を、あらゆる人、企業が強みを発揮し存分に活躍できる、魅力と活力あふれる都市とすることを目指すこの計画において、平成28年度は3か年目にあたる重要な年度です。未来を見据え、必要な投資を積極的に行ってまいります。

このたび、横浜市が日本最大の基礎自治体として全国の自治体を牽引し、更には、我が国全体の課題解決と活力創出に貢献するために必要な提案・要望をとりまとめました。国を挙げて取り組む地方創生における重要テーマである「地方分権改革の推進」をはじめ、「女性活躍の取組の推進」、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機としたスポーツ振興、文化芸術施策の振興、教育施策の推進・強化」など、地方自治体としての現場に根ざした、また次世代を見据えた、具体的な提案としています。

関係府省におかれましては、この提案・要望に対し、特段の御配慮をくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

平成27年6月

横浜市長 林 文子



提案・要望事項

地方自治体及び地域の企業の海外インフラビジネス展開に向けた支援策の拡充	1
社会保障・税番号制度の安定的な運用及び普及	3
国際戦略総合特区制度の活用による国際競争力の強化	5
女性活躍の取組の推進	7
地方分権改革の推進	9
「特別自治市」の早期実現	13
市内米軍施設の返還と跡地利用への支援	15
待機児童対策の更なる推進	17
地域における海外展開策の支援拡充・強化	19
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機としたスポーツ振興、文化芸術施策の振興、教育施策の推進・強化	21
小学校の児童支援を専任する教員の定数化	27
居所不明児童に対する情報一元化	29
放課後児童健全育成事業の充実	31
生活困窮者への重層的な自立支援施策の推進	33
子どもの医療費助成の充実に向けた環境整備	35
スマートシティの推進	37
水素エネルギーの普及促進	39
容器包装リサイクル制度及び家電リサイクル制度の見直し	41
パーソナルモビリティの実用化及びワンウェイ型カーシェアリングの推進	43
公共施設の老朽化対策の推進	45
国及び国の関係機関の公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大	47
アジアにおけるMICE分野の国際競争力強化	49
緑の総量の維持・向上に向けた一層の制度拡充	51
住宅地の再生に向けた土地利用誘導の実現	53
国際競争力及び防災力の強化に向けた幹線道路整備等の推進	55
防災対策・交通安全対策及び震災対応の推進	57
鉄道整備事業の推進	61
横浜港の国際競争力強化及び山下ふ頭の再開発等に向けた重点的な施策展開	63
首都圏空港の更なる機能強化	67
【巻末】提案・要望事項 府省別一覧	69

地方自治体及び地域の企業の海外インフラビジネス展開に向けた支援策の拡充（内閣官房、外務省、経済産業省、国土交通省、環境省）

地方自治体及び地域の企業との連携による海外インフラビジネス展開の強化に向けた、政府による計画策定から事業実施までの各段階における支援策の拡充と ODA の柔軟な運用

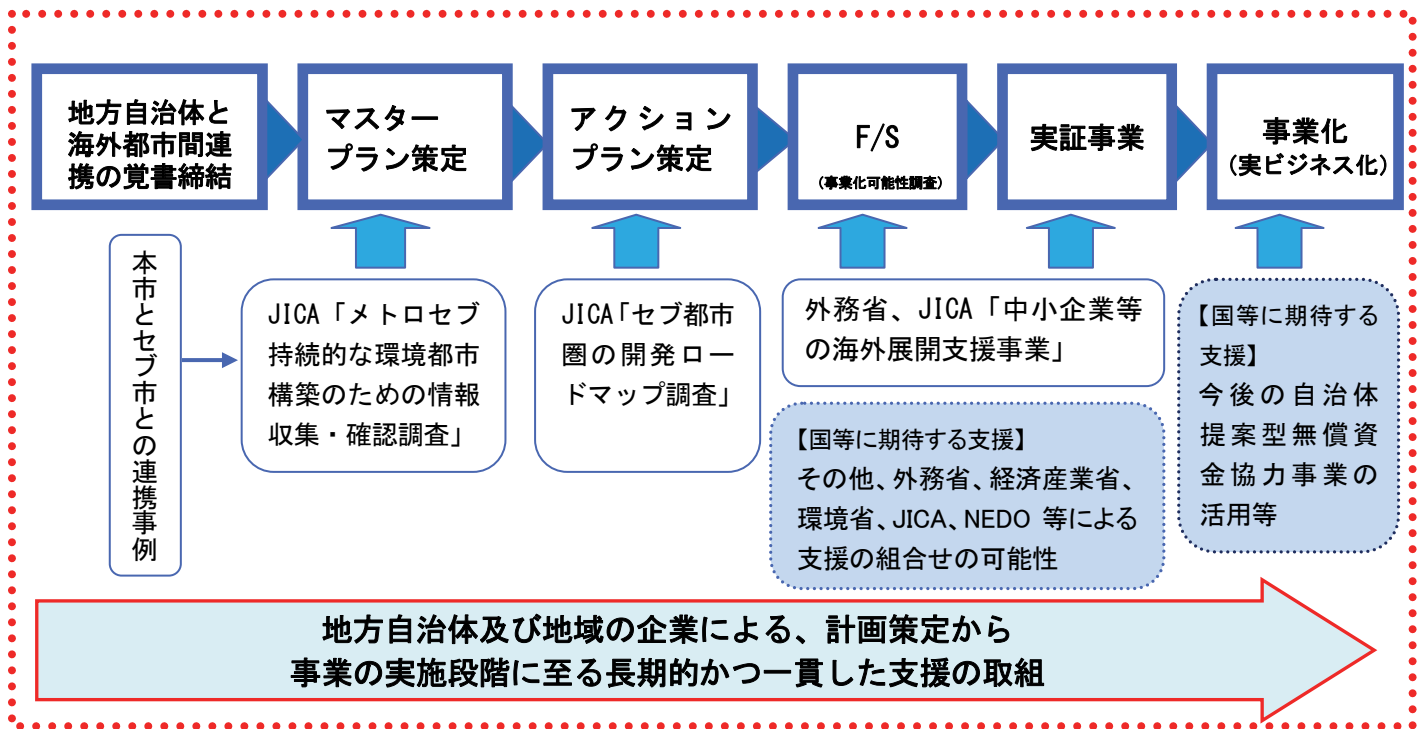
【提案の背景・必要性】

- ・ 政府による「インフラシステム輸出戦略」や「開発協力大綱」等においては、地方自治体が地元企業と連携しつつ、インフラシステム整備等の取組を計画策定から事業実施まで一貫して支援を行うことの重要性が示されています。
- ・ 本市においても、平成 27 年 5 月に「Y-PORT センター」を立ち上げ、公民連携によるセクター横断的で包括的な支援を進めています。その取組に際しては、政府等による技術協力・F/S（事業化可能性調査）・実証事業等の活用が極めて有効な手段となっており、今後の実ビジネス化に向けた取組を推進しています。
- ・ 人材や財務基盤が強固ではない中小企業にとって、実ビジネス化はリスクをはらむものであり、特に事業の初期段階における資金調達等が大きな懸念材料となっています。そのため、実ビジネス化における公的支援による後押しは不可欠であり、今後の中小企業の更なる海外展開に向け、ODA 等の資金を呼び水として活用することは極めて重要ですが、無償資金に関する 27 年度当初予算が大幅に削減されており、このことによる影響が懸念されます。

【提案内容の説明】

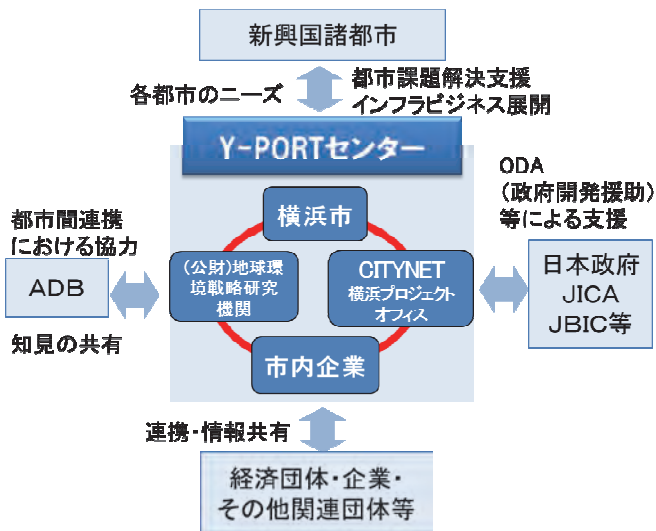
- ・ 地方自治体と地域の中小企業との連携によるインフラ案件の実ビジネス化に向け、政府・JICA 等による中小企業による調査・実証事業支援策を引き続き充実させることを提案します。また、多くのビジネスチャンスが存在する新興国等に向けた、所得水準によらない無償資金協力の実施等の ODA の柔軟な運用と拡充を提案します。

【参考1】 地方自治体間の連携に基づく長期的かつ一貫した支援の流れ(イメージ)



【提案】 各段階における政府・政府関係機関等による支援策の拡充・柔軟な運用

【参考2】本市によるインフラビジネス展開の実施体制(Y-PORT センター)



Y-PORT センターとは

横浜市・(公財)地球環境戦略研究機関・CITYNET 横浜プロジェクトオフィス・市内企業の参加による、海外インフラビジネス推進に向けた公民連携によるプラットフォーム(27年5月発足)

Y-PORT センターの主な機能

- ◆ 新興国での制度づくりを通じた環境技術のマーケット形成
- ◆ 新興国都市・企業との共創による都市ソリューションの創出
- ◆ 新興国都市ニーズの把握と企業への情報提供
- ◆ 市内企業の技術の新興国都市への紹介
- ◆ 「都市」ブランドの価値向上とその活用による国際的ネットワークの構築

提案の担当/国際局国際協力部国際協力課国際技術協力担当課長 宮島 弘樹 TEL 045-671-4706
 経済局成長戦略推進部誘致推進課国際ビジネス支援担当課長
 小林 野武夫 TEL 045-671-2576

社会保障・税番号制度の安定的な運用及び普及 (内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省)

- 1 システム構築・改修等に係る経費の全額国費負担及び要件等の早期提示
- 2 制度実施に係る地方自治体の事務費への継続的な地方財政措置
- 3 個人番号カードの交付・普及のための交付手数料等に対する継続的な全額国費負担

【提案の背景・必要性】

- 1 システム構築・改修等に係る経費の全額国費負担及び要件等の早期提示
 - ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び関連法の成立を受け、平成 27 年 10 月からの全国民への個人番号の通知、28 年 1 月からの個人番号の利用開始及び個人番号カードの交付開始に向けて、本市としても取組を進めています。
 - ・ 社会保障・税番号制度（以下、「番号制度」）は、国による情報基盤整備であるため、国民から信頼される安全なシステムを構築する必要があり、そのために必要となる構築・改修等の費用は、全額国費負担によって実施すべきです。しかし、番号制度システム整備補助金においては、人口規模毎に上限額が設定され、本市のシステム構築・改修の実情に応じた額が措置されておらず、多額の市費負担を余儀なくされています。地方自治体に新たな経費負担が生じないように、全額国費負担が必要です。
 - ・ また、制度の本格導入までに、各システムの改修等を計画的に実施していく必要がありますが、いまだ国から各番号利用事務の詳細な内容が提示されていないため、改修等に向けた作業に支障が生じています。
 - ・ 各番号利用事務の省令等に基づく具体的な事務内容の提示と共に、中間サーバーのインターフェイス等の早期の仕様確定等、制度の円滑な導入に向けた対応が必要です。

2 制度実施に係る地方自治体の事務費への継続的な地方財政措置

- 番号制度は、国民への周知・理解のもと、安定的な運用と普及が実現するものであり、番号制度の説明・個人番号カードの普及促進のための広報・啓発等が必須です。また、全国で最も多い市民が生活する本市では、個人番号の通知及び個人番号カードの交付を混乱なく実施するための事務体制の十分な整備が必要であり、これらに係る事務費については、地方自治体の経費負担が発生しないよう適切な財政措置を講じることが必要です。

3 個人番号カードの交付・普及のための交付手数料等に対する継続的な全額国費負担

- 番号制度の導入による効率的な行政運営の実現及び市民サービスの向上を達成するためには、個人番号カードの普及が不可欠ですが、カード発行に係る費用（市の負担）及び交付に係る手数料（市民負担）の有無がその普及に大きく影響します。
- また、個人番号カードは、番号制度の本人確認の基盤として、国の責任において国民に行き渡るようにすべきであり、27年度の番号制度の導入にあたって必要な財政措置がなされたものの、28年度以降も個人番号カードに係る発行費用及び交付手数料の全額国費負担が引き続き必要です。

●番号制度の導入スケジュール

	26年	27年	10月	1月	28年	29年	7月
番号通知・カード交付・番号利用 情報連携	国の省令等の整備		番号通知		個人番号カードの交付 番号利用開始(社会保障・税・災害対策分野)	情報連携開始 ・29年1月～国の機関間 ・29年7月～地方自治体等	
周知・啓発	広報等を活用した周知・啓発						
システム改修	設計・システム改修 PIA(特定個人情報保護評価)				団体内連携テスト	総合運用テスト	

提案の担当／総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課
 マイナンバー制度準備担当課長
 市民局区政支援部窓口サービス課長

田中 里沙 TEL 045-671-4185
 熊坂 俊博 TEL 045-671-3621

国際戦略総合特区制度の活用による国際競争力の強化（内閣府）

1 総合特区推進調整費の柔軟な運用

- (1) 内閣府が直接、指定区域へ交付する制度の創設
- (2) 独立行政法人等による支援事業に対する充当を可能とする制度拡充
- (3) 関係府省に対する調整費活用案件の予算確保に向けた働きかけの強化

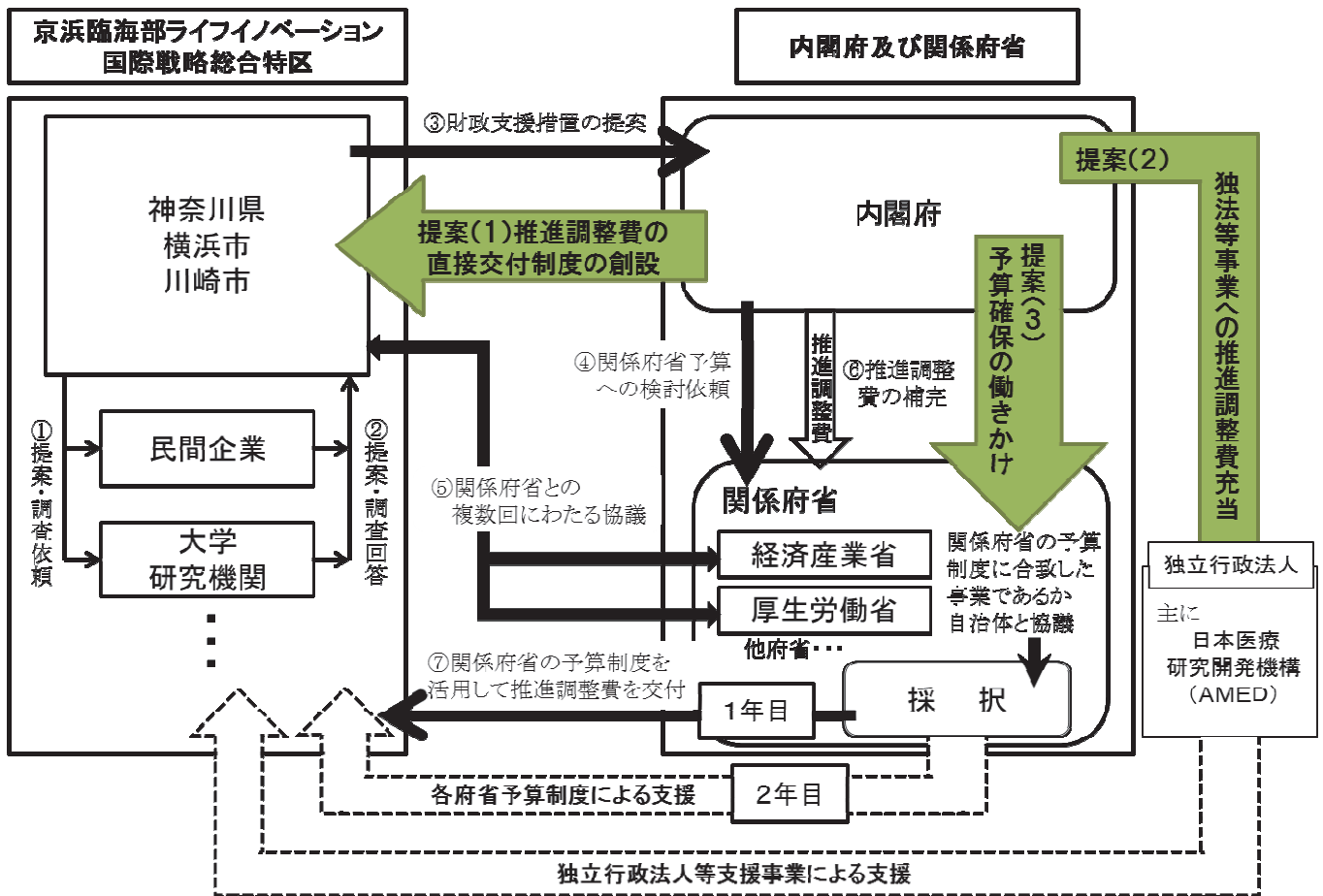
2 総合特区制度を活用した各地域の取組について、**今後も継続できる制度の創出**

【提案の背景・必要性】

- ・ 総合特区推進調整費（以下、「調整費」）は、「各府省の予算を重点的に活用した上でなお不足する場合に関係する府省に移替え等の上、執行する」ことが前提となっています。
- ・ 特区で進めている事業には、既存の関係府省の予算制度の枠組みに該当しない事業も多くあるため、調整費の柔軟な運用等による機動的な財政支援を実現するには、調整費を内閣府が直接、指定区域へ交付する制度の創設が必要です。
- ・ 仮に、指定区域への直接交付ができない場合には、現状、認められていない、独立行政法人等が実施する支援事業においても調整費の充当を明確に認め、事業者が活用しやすい制度とすることが必要です。
- ・ また、調整費による支援は、「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」（平成27年1月13日 一部変更 府地活第9号）の一部変更により、事業ごとに初年度に限ることが明確にされました。しかし、各事業の研究開発は複数年を要することがほとんどで、かつ、必ずしも各府省が翌年度以降に予算を確保できるとは限らないため、継続的な支援が行えず事業推進の支障となる可能性があります。
- ・ 限られた特区期間において、着実に事業を進捗させるため、関係府省へ予算確保の働きかけを強化するとともに、予算確保が困難な場合は調整費を複数年事業でも活用できるよう柔軟な対応が必要です。
- ・ 平成28年度は、総合特別区域基本方針において定められている指定期間の「概ね5年」を迎えます。
- ・ 総合特区における取組は、当該特区期間中において一定の成果が得られるよう、財政支援等の特区のメリットを活用しながら進めてきましたが、**今後も、こうした取組を継続できるよう、支援が必要です。**

【提案1】総合特区推進調整費の柔軟な運用

財政上の支援措置フロー

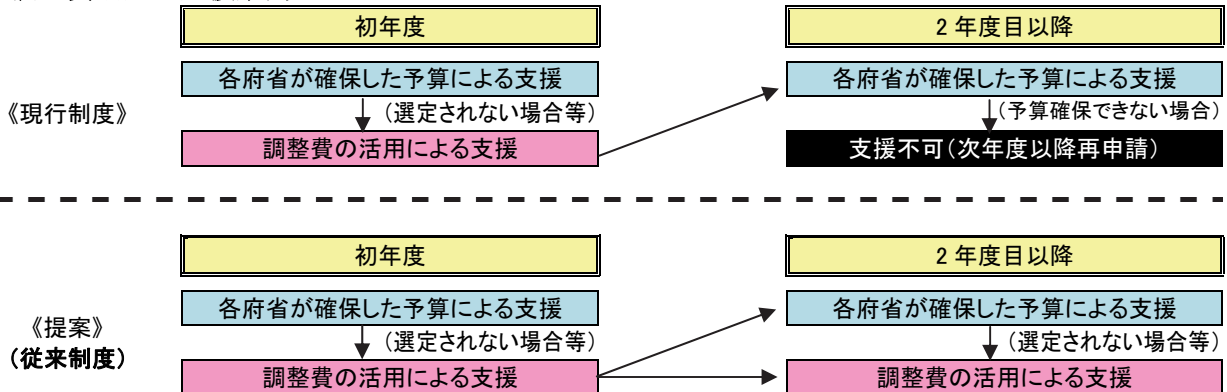


《 参 考 》

◎「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成27年1月13日 一部変更 府地活第9号)

支援期間	調整費を活用した支援は、事業ごとに初年度に限ることとし、当該総合特区に係る最初の総合特区計画認定から5年以内に限るものとする。
------	-----------------------------------------------------------------

～調整費活用の支援期間イメージ～



提案の担当／経済局成長戦略推進部成長産業振興課特区推進担当課長 安達 恒介 Tel 045-671-3591

女性活躍の取組の推進（内閣府、総務省、財務省、厚生労働省）

- 1 女性の活躍推進に積極的に取り組む地方自治体に対する交付金等の創設
- 2 統計調査における男女別及び地域別（市町村単位）データの収集・公表
- 3 働き方に中立的な税制、社会保障制度の構築
- 4 地方自治体の公共調達において、特に女性活躍推進に取り組む中小企業への受注機会の拡大に必要な取組指針・基準の早期提示

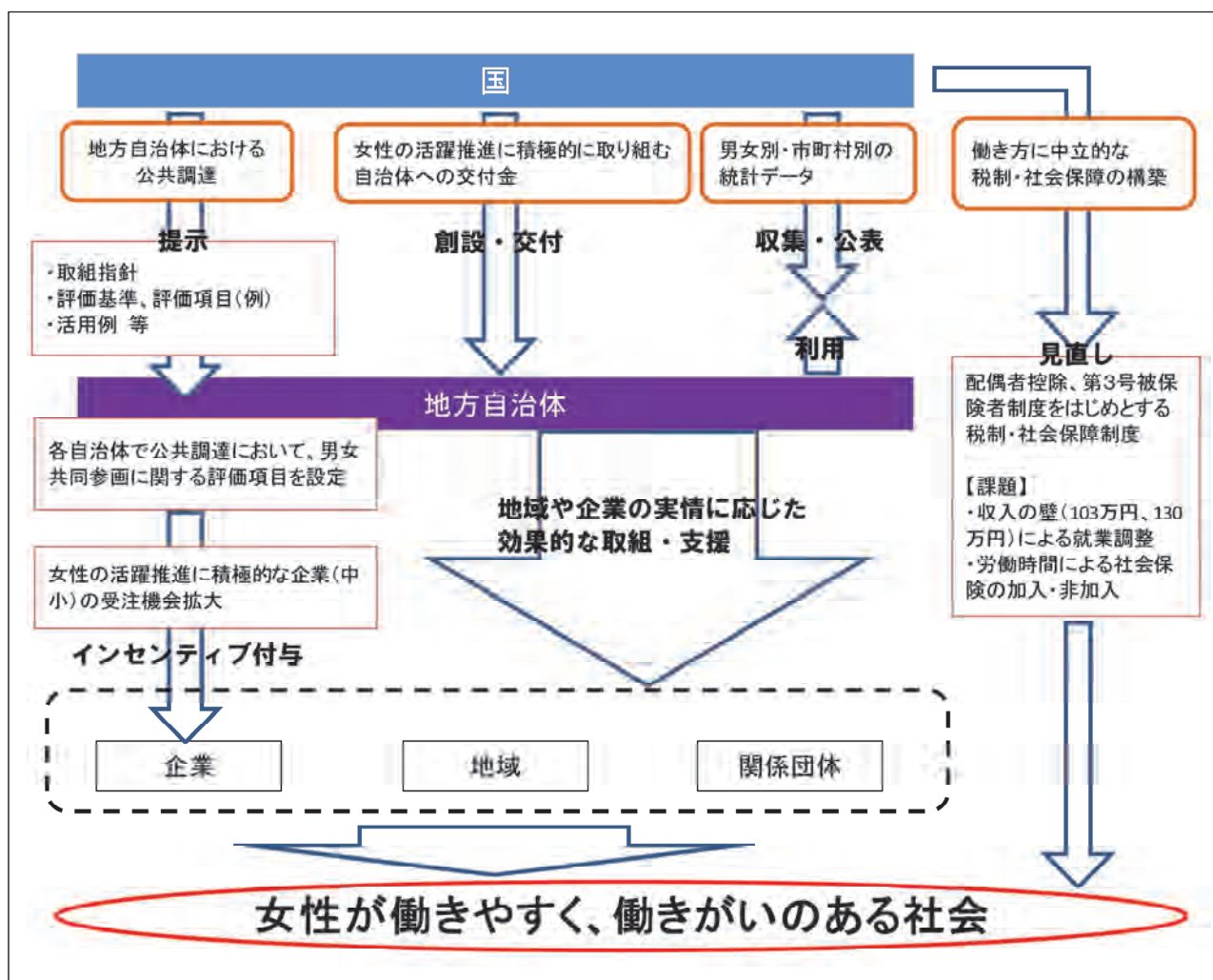
【提案の背景・必要性】

- 1 女性の活躍推進に積極的に取り組む地方自治体に対する交付金等の創設
 - ・ 地域において女性の活躍推進を進めるには、地域社会の実情や地域企業の課題等を把握した上で、効果的な働きかけや取組を実施することが重要です。
 - ・ そのため、国からの企業に対する直接的な補助金等による支援だけではなく、各地方自治体から地域・企業に対して、きめ細やかな支援が行えるよう、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」の趣旨に基づき、女性の活躍推進に積極的に取り組む地方自治体への交付金を創設するといった財政上の措置を講じることを提案します。
- 2 統計調査における男女別及び地域別（市町村単位）データの収集・公表
 - ・ 地域の実情に応じた取組を進めるためには、その地域に関する人口や世帯、労働や賃金、企業や経済のほか、教育・福祉に至るまで幅広いデータが必要であり、さらに、他の地域と比較して特色を把握することも重要です。
 - ・ しかし、国の統計調査においては、市町村単位でのデータ公表がされていない場合や、そもそも男女別のデータがとられていない場合も見受けられます。
 - ・ 国における統計調査に関しては、男女別及び市町村別のデータを収集するとともに、公表や活用しやすい形でのオープンデータ化が必要です。
- 3 働き方に中立的な税制、社会保障制度の構築
 - ・ 女性の働き方の選択に対しては、配偶者控除や国民年金の第3号被保険者制度など、税制・社会保障制度の与える影響は大きく、働き方に中立的な税制・社会保障制度の在り方について検討が必要です。
 - ・ 本市では、今後就労意向のある女性のうち、短時間勤務を希望する女性が8割近いといった調査結果があるなど、今後の女性の活躍推進にあたっては、多様な働き方の実現が欠かせないなか、労働時間によって適用が変わる現行の社会保障制度については見直しが必要です。

4 地方自治体の公共調達において、特に女性活躍推進に取り組む中小企業への受注機会の拡大に必要な取組指針・基準の早期提示

- ・ 女性の活躍推進にあたっては、企業の積極的な取組が欠かせず、本市では市内企業の 99%以上が中小企業である状況であり、地域経済の中心である中小企業に対し、女性の活躍推進に係る取組へのインセンティブを付与することが重要です。
- ・ 「法律案」においても、女性の活躍推進等に関する取組が優秀な一般事業主等に対し、国は、受注機会の増大に必要な施策を実施することとされ、地方自治体も受注機会の増大に必要な施策の実施に努める規定が盛り込まれています。地方自治体における取組については、独自性に委ねることも重要ですが、地方における取組を確実に推進し、法律の実効性を高めていくためにも、中小企業への適用に重点を置いた取組指針及び基準を早期に示すことを提案します。

■ 地域における女性活躍の取組推進（提案の全体図）



地方分権改革の推進(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

- 1 指定都市への事務・権限の移譲及び国の義務付け・枠付けの見直し等の更なる推進
- 2 事務・権限の移譲にあたって、指定都市の自主財源の充実強化
- 3 圏域の経済・地方創生の牽引役としての指定都市の位置付けの明確化
- 4 県費負担教職員制度の見直しに係る所要額全額の財政措置
- 5 地方法人税の撤廃及び法人住民税への復元、租税特別措置の創設

【提案の背景・必要性】

- 1 指定都市への事務・権限の移譲、国の義務付け・枠付けの見直し等の更なる推進
 - ・ 現在、国と地方は総力を挙げて、人口減少の克服・地方創生に取り組んでおり、そのためには、地域の実情を把握している地方自治体が、自らの判断と責任、財源をもって課題解決を図る必要があるため、地方分権改革の推進は不可欠です。
 - ・ 国においては、これまで、地方分権一括法の制定など様々な取組が行われてきましたが、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しが十分に行われておらず、特に、道府県から指定都市への措置が不十分です。
- 2 事務・権限の移譲にあたって、指定都市の自主財源の充実強化
 - ・ 国、道府県と大都市である指定都市との関係では、現在でも仕事量に見合った税財源配分となっておらず、国や道府県から指定都市への事務・権限の移譲にあわせて、抜本的な税源移譲を実現し、指定都市の自主財源を充実強化することが不可欠です。
 - ・ それが実現するまでの間は、地方交付税制度を通して地方の財源を確実に保障するため、法定率の引上げ等によって、必要な地方交付税総額を確保した上で、大都市の財政需要などを踏まえた公平な配分を行うことが必要です。あわせて、負担の先送りである臨時財政対策債の措置は廃止すべきです。
 - ・ なお、指定都市には、既に国・県道管理分として自動車取得税交付金の特例分が上乘せされており、自動車取得税の廃止等にあたっては代替財源を必ず確保すべきです。

3 圏域の経済・地方創生の牽引役としての指定都市の位置付けの明確化

- ・ 地方創生における基本的視点として「東京一極集中の歯止め」や「地域の特性に即した地域課題の解決」が掲げられる一方で、多くの指定都市が東京への転出超過となっているにもかかわらず、地方拠点強化税制など一部の指定都市が対象から外されています。
- ・ そのため、東京都区部からその他の地域へのこれまでとは違う新しいひとの流れを作り出す方策を講じるとともに、指定都市が近隣自治体との水平連携により、圏域における地方創生を牽引する役割を果たせるよう、すべての指定都市を地方活性化の拠点として位置付けるべきです。
- ・ また、指定都市が経済再生と地方創生を牽引する役割を果たせるような、適切な財政措置が不可欠です。
- ・ 特に、平成 28 年度以降に本格実施が予定されている、地方版総合戦略を推進するための新型交付金について、積極的に地方創生に取り組めるよう必要額を確保し、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきです。

4 県費負担教職員に係る所要額全額の財政措置

- ・ 県費負担教職員制度の見直しにおいては、財政中立を基本として、国が適切な地方財政措置を講じることが前提に合意したものであるため、指定都市としては、教職員給与はもとより、移譲に係る事務関係経費を含めた所要額全額の措置を要望しており、確実に措置すべきです。
- ・ しかし、財政措置はいまだ示されておらず、現在道府県が提供している教育行政の水準を維持できるかどうか不透明であるため、早期の提示が必要です。

5 地方法人税の撤廃及び法人住民税への復元、租税特別措置の創設

- ・ 地方税を一部国税化して、地方間の税収の調整を行うものとして、平成 26 年 10 月に導入された地方法人税については、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反することから、速やかに撤廃し、地方税である法人住民税に復元すべきです。
- ・ 地方が、企業誘致の促進など特定施策誘導策として課税自主権を活用して、条例に基づく不均一課税により固定資産税等の軽減措置を行った場合、軽減相当額が法人税において企業の益金として課税されることで効果が減少しています。地方分権の趣旨からも、軽減相当額を益金から控除するなど、租税特別措置の創設を行うべきです。

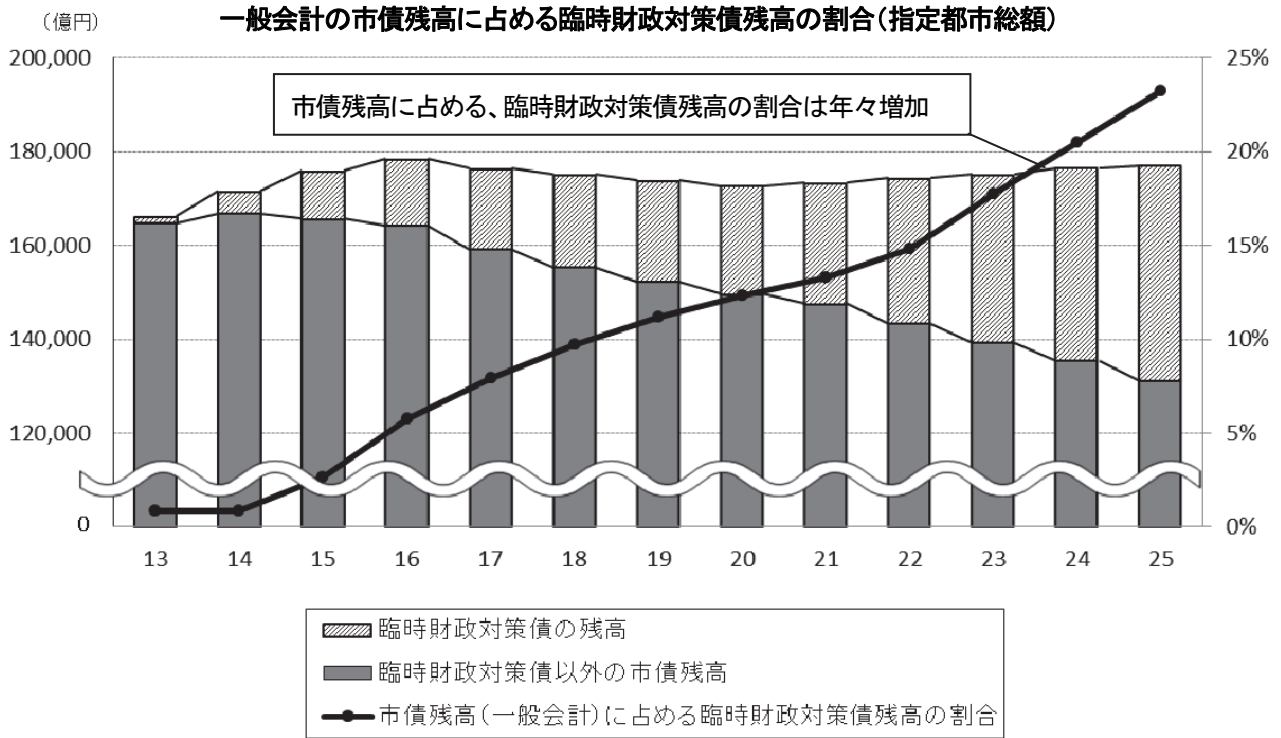
■ 指定都市への事務・権限移譲の重点項目

分野	本市の提案、提案の効果	
私立幼稚園	提案	「私立幼稚園の認可」、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」に係る事務の権限・財源の移譲
	効果	子ども・子育て支援新制度の実施主体が市町村であることを踏まえ、新制度の給付対象施設への移行促進や保育所待機児童解消の継続に向けた円滑な対応ができ、幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能となる。
医療計画	提案	「医療計画の策定」に係る事務の権限の移譲
	効果	市域や人口規模が大きく、かつ、量的にも相当の医療提供がされている指定都市が、地域の実情に即した医療計画を自ら策定することで、医療需要を的確に反映させることが可能となり、医療機能の分化・連携をより迅速かつ効果的に進めることができる。
都市計画	提案	「都市計画事業」の認可権限の移譲
	効果	地域の実情に応じ、事業効果の早期発現を優先に考えた事業の推進、事業の進捗に合わせた迅速な事務処理が可能となり、事業期間の短縮につながる。
河川	提案	一級河川（指定区間）・二級河川の管理に係る事務の権限・財源の移譲
	効果	市域内で流域が完結する一級河川（指定区間）・二級河川について、一元的に市が管理することで、下水道整備との連携による効率的・効果的な浸水対策等を推進できるようになり、総合的・一体的な治水対策・災害対策の実施や、まちづくりと一体となった河川整備の実施が可能となる。

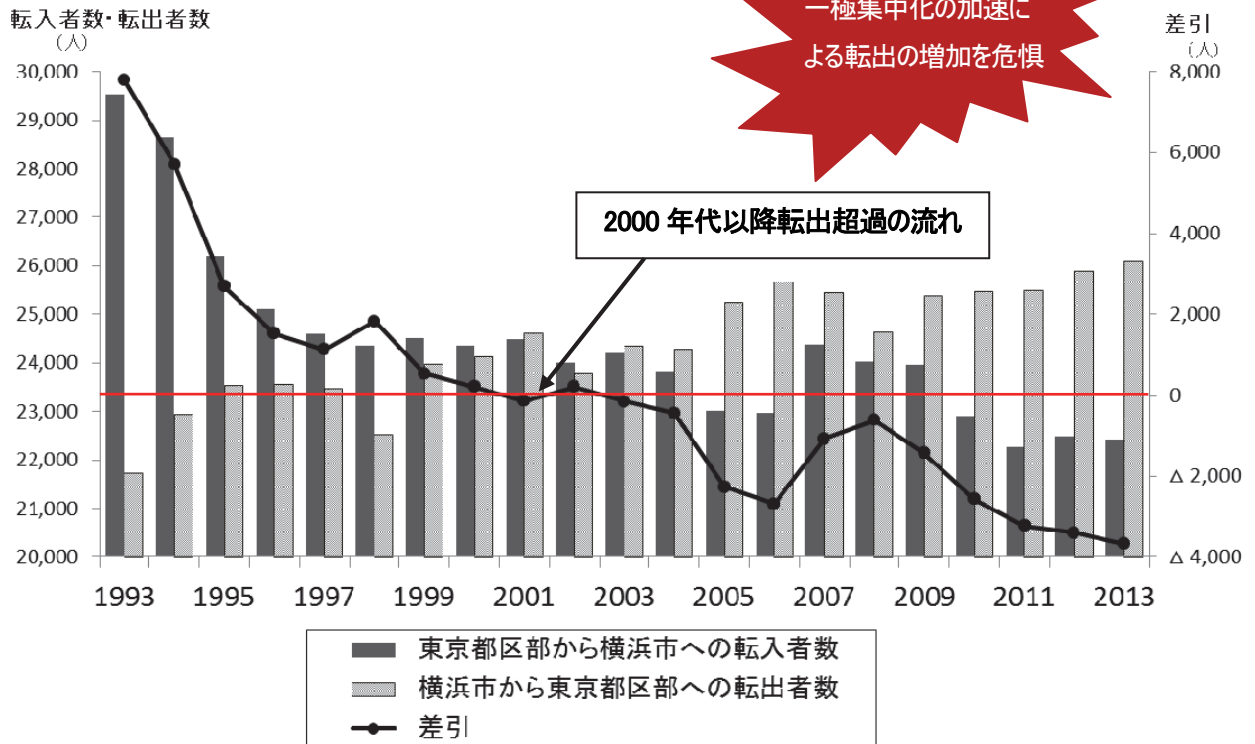
■ 指定都市の自主財源の充実強化

地方分権改革の趣旨に則った地方税財源の充実強化
<ul style="list-style-type: none"> ・消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税から事務・権限に見合った税源移譲 ・個人道府県民税、法人道府県民税、地方消費税等、事務・権限に見合った税源移譲 <p>⇒<u>実現するまでの間、地方交付税総額の確保</u></p>

■ 臨時財政対策債の廃止



■ 横浜市と東京都区部間の転入人口の状況



提案の担当/政策局大都市制度推進室大都市制度推進課地方分権担当課長 柴 政紀 TEL 045-671-2109
 財政局財政部財源課長 高澤 和義 TEL 045-671-2185
 財政局主税部税制課長 川崎 利雄 TEL 045-671-2188

「特別自治市」の早期実現（内閣府、総務省）

大都市が能力を十分に発揮して、市民サービスの向上と経済活性化を図るため、横浜にふさわしい大都市制度「特別自治市」の早期実現

【提案の背景・必要性】

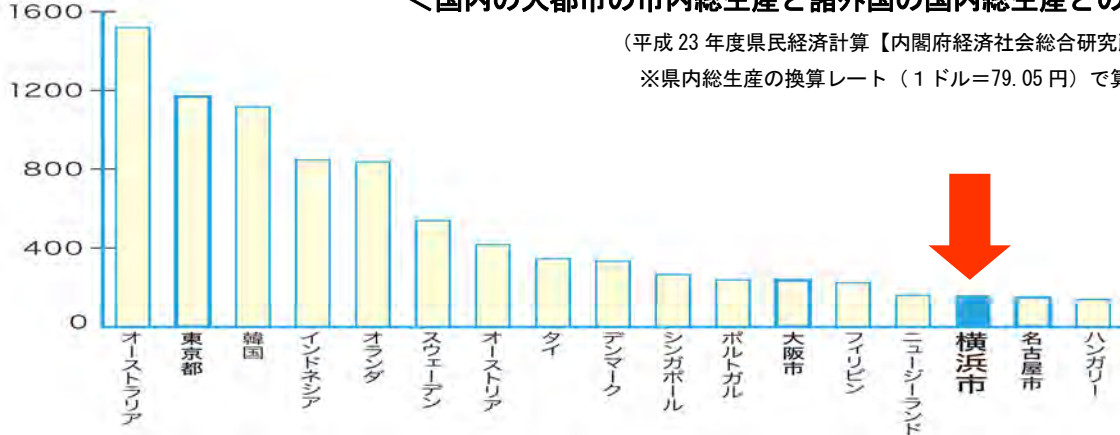
- ・ 本市は、ハンガリーやニュージーランドなど一国並みの経済規模を有する大都市として、これまで以上に我が国の経済を牽引する役割を果たす責務があります。
- ・ 現行の指定都市制度は、制度創設から半世紀以上が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、大都市が潜在能力を十分に発揮できるような制度的な位置付けがなされていません。
- ・ 371 万市民を擁する大都市横浜が、今後も持続可能な都市経営を進め、日本経済の成長を牽引していくためには、指定都市制度の抜本的な改革が必要です。
- ・ 本市では、平成 25 年 3 月に、議会との議論を経て、特別自治市制度の基本的考え方を整理した「横浜特別自治市大綱」を策定し、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づく特別区の設置は目指さないことを明確に示しています。さらに、現行制度のもとでも、県との協議の場を設置し、二重行政の解消に向けた協議を進めています。

【提案内容の説明】

- ・ 大都市が能力を十分に発揮し、市民サービスの向上と経済活性化を図る必要があります。また、地方創生の取組として、大都市は圏域における地方創生を牽引する役割を担い、地方活性化の拠点とならなければなりません。
- ・ そのため、人口減少・超高齢社会に的確に対応していく地方行政体制構築の一環として、地方制度調査会などにおいて大都市制度の議論を加速し、横浜にふさわしい大都市制度「特別自治市」の早期実現に取り組んでいただくことを提案します。

■ 一国並みの経済力

単位：10億ドル



■ 特別自治市制度創設が求められる背景・必要性

指定都市制度の課題

指定都市と都道府県の二重行政

大都市特例事務に関する不十分な税制上の措置

横浜市の課題

人口減少・高齢社会の到来

公共施設の保全・更新需要の増大

国際競争力の低下

課題を解決するために

現行の指定都市制度を見直し、大都市の能力を十分発揮するため「特別自治市制度」が必要

効果

- 二重行政解消による行政サービスの質の向上
- 積極的な政策展開による経済の活性化

■ 横浜市が目指す「特別自治市制度」

特別自治市の骨子

- 現在県が横浜市域で実施する事務及び横浜市が担っている事務の全てを処理
- 市域内地方税の全てを賦課徴収
- 県及び近接市町村等との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化
- 特別自治市の自治構造は、市一区の2層構造を基本とし、行政区を単位に住民自治を制度的に強化

ポイント1

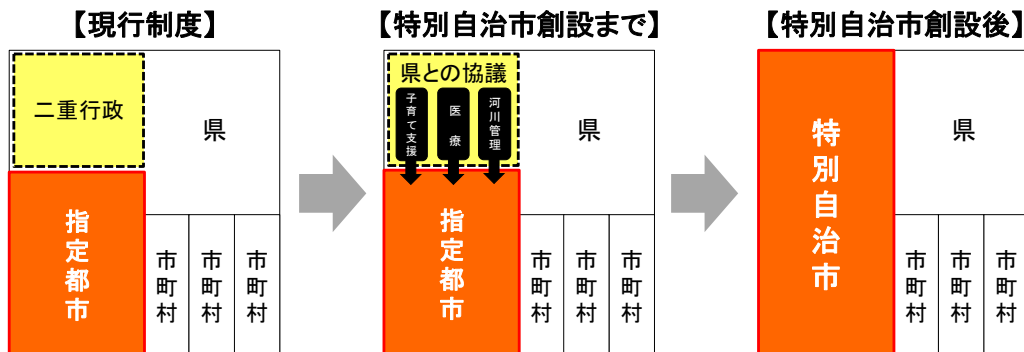
横浜市は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」による特別区の設置は目指さない

ポイント2

都市の一体性や総合力を生かし、市民の暮らしを支え、日本経済を牽引するのにふさわしい核となる大都市を戦略的に形成できる特別自治市を目指す

ポイント3

現行制度の下でも、県との協議の場を設置し、子育て支援、医療、河川管理等、分野ごとに県との協議を進め、ゴールである「特別自治市」に近づけていく



市内米軍施設の返還と跡地利用への支援 (内閣府、外務省、財務省、国土交通省、防衛省)

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- (1) 根岸住宅地区など、返還方針が合意されている施設・区域の早期返還
- (2) 横浜ノース・ドックなど、返還合意施設以外の施設・区域の返還促進

2 跡地利用の具体化に向けた支援

- (1) 国有地の無償利用など、地元及び市の意向の尊重
- (2) 返還時期が具体的に示された施設の地権者、既存利用者及び周辺住民等への適切な対応
- (3) 土壌汚染対策、工作物処理等の迅速かつ適切な対処
- (4) 上瀬谷通信施設への基幹的防災拠点整備など、国事業の実施及び本市事業に対する支援
- (5) 跡地利用に必要な道路整備に対する新たな支援制度の創設

3 米軍施設及び返還施設周辺的生活環境の維持向上

- (1) 根岸住宅地区に囲まれた日本人居住者への適切な対応
- (2) 災害や感染症発生等への適切な対応と情報提供の徹底
- (3) 市民生活の安全に配慮した施設の維持管理及び警備等の徹底

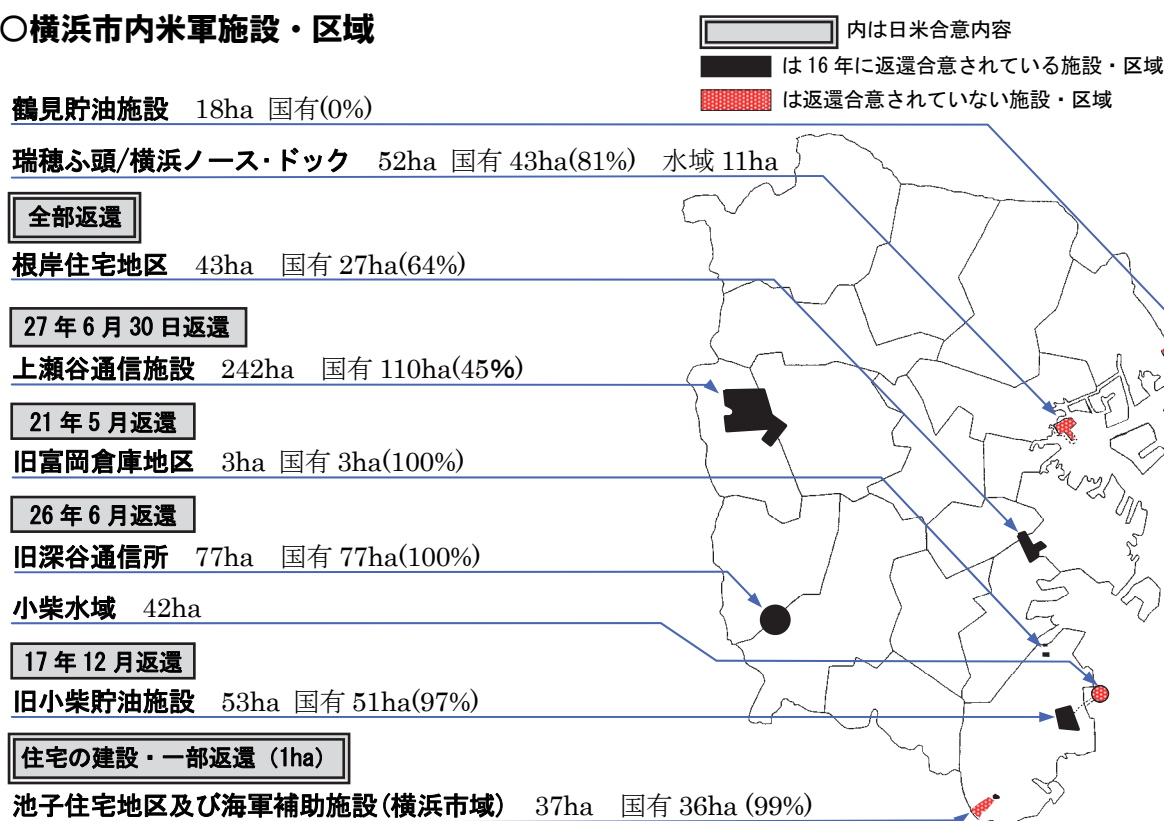
4 池子住宅等に関する地元要望の最大限の尊重

- (1) 自然環境の保全及び施設周辺的生活環境の維持向上
- (2) 地元をはじめ、市民への適時適切な説明及び情報提供
- (3) 脆弱な周辺道路に与える負荷軽減のための道路整備・交通対策
- (4) 地域利用ができるような飛び地の整備

【提案の背景・必要性】

- 平成 26 年 6 月に深谷通信所が返還され、上瀬谷通信施設が本年 6 月末に返還予定ですが、市内には、長年にわたり米軍施設が存在し都市づくりを進める上での大きな障害となっています。
- 戦後の接收以降、多大な負担を被ってきた経緯を踏まえ、返還によるメリットが市民にもたらされるよう、公共公益的な利用の促進や国有地の処分条件の特段の配慮が必要です。
- 跡地利用を円滑に進めるためにも、上瀬谷通信施設の民有地権者・既存利用者や旧深谷通信所の周辺住民等への十分な説明と丁寧な対応が必要です。
- 今後返還される施設は、返還前から土壌汚染や残存工作物等の状況を調査し、その結果を踏まえ適切な措置を講じることが必要です。
- 米軍施設跡地は、首都圏に残された貴重な大規模空間であることから、災害対策をはじめ、広域的な視点からの活用をすべきです。
- 長年の施設提供により未着手となっている跡地とその周辺の都市基盤施設整備に財政的な支援が必要です。
- 根岸住宅地区に囲まれた土地に日本人世帯が居住し、日常生活上の様々な制約を受けており、国の責任ある対応が必要です。
- 池子住宅等建設については地元の長年の課題となっています。国の責任で地元要望に沿った具体的な措置を講じることが必要です。

○横浜市内米軍施設・区域



待機児童対策の更なる推進（内閣府、厚生労働省）

- 1 都市部における賃借料補助金に要する財源措置
- 2 小規模保育事業所の建設費に対する補助制度の創設
- 3 地域型保育事業の連携促進に向けた制度の創設

【提案の背景・必要性】

1 都市部における賃借料補助金に要する財源措置

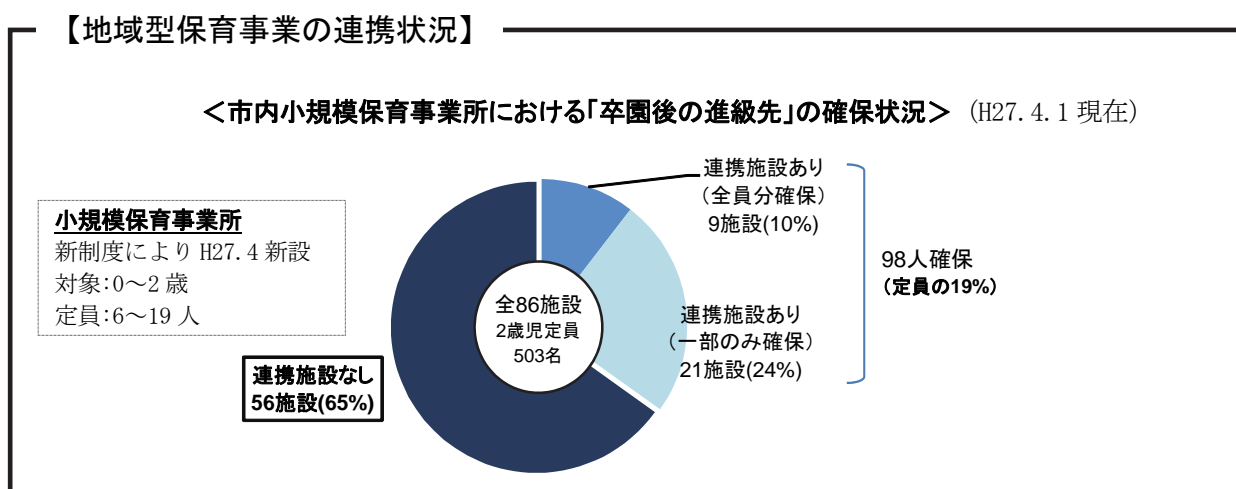
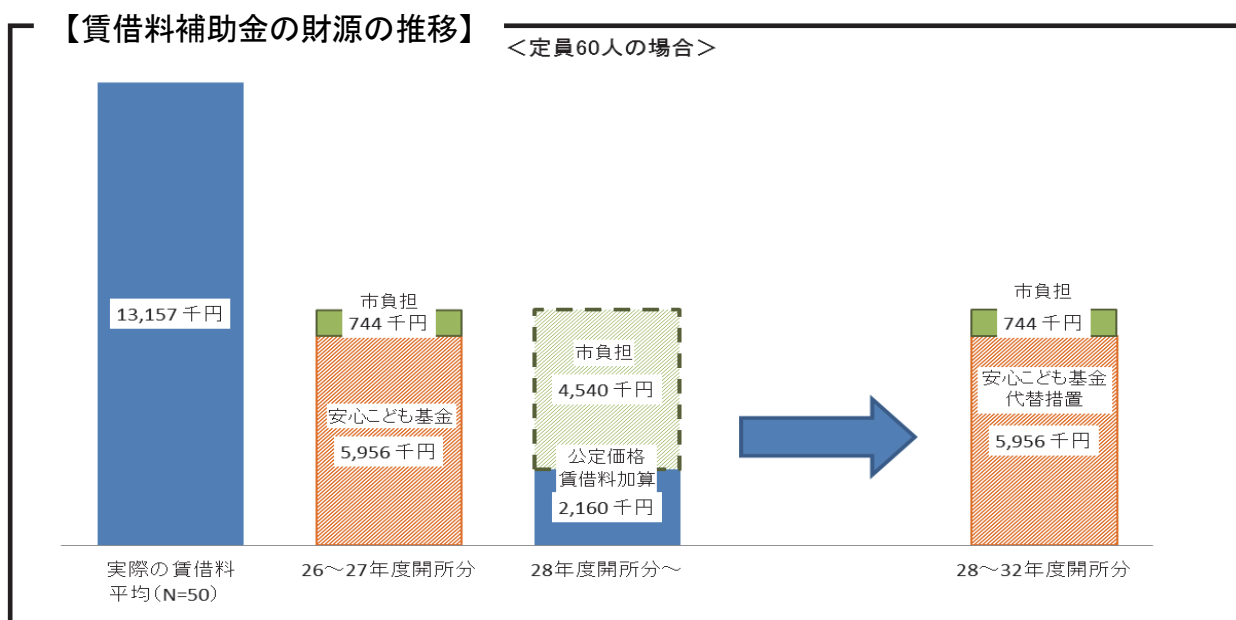
- ・本市は、待機児童対策を積極的に取り組んできていますが、保育所等の整備に適した市有地や法人所有地は既に不足しているため、現在は、保育ニーズの高い駅近くの土地・建物を運営事業者が賃借して、内装を保育所仕様に改装して整備する手法が主流となっています。本市では、こうした運営事業者へ独自で賃借料を補助しており、安心こども基金を活用することで、新規参入を促進することができました。
- ・「子ども・子育て支援新制度」では、公定価格のメニューの1つに賃借料加算が設定されています。しかし、この加算額は都市部における実勢価格を大きく下回っており、運営に係る費用を圧迫しており、市で独自加算により対応せざるを得ない状況ですが、今後も独自財源で継続していくことは困難です。
- ・本市では、平成27年度から31年度までの5か年を事業期間とする「横浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定・実施していますが、計画の整備目標達成に向けて運営事業者の新規参入を促していくためには、安心こども基金に代わる、国による財源措置が必要です。

2 小規模保育事業所の建設費に対する補助制度の創設

- ・待機児童の大半を占める低年齢児対策として、本市では、小規模保育事業を積極的に推進していますが、保育所に適した面積を有していないものの、小規模事業に利用可能な広さの土地はまだ確保できる状況です。したがって、こうした土地を有効活用するために、小規模保育事業所の建設費補助を創設することが必要です。

3 地域型保育事業の連携促進に向けた制度の創設

- 本市では、0歳から2歳までを対象とした地域型保育事業を拡充する中で、連携施設を設定することを事業者に求めています。連携状況は非常に厳しいものとなっています。連携先である保育所、認定こども園、幼稚園において、卒園後の進級先確保やきめ細かな保育内容の支援・代替保育等を行うためには人員が必要であり、本市では独自に人件費相当分について助成を行っています。より効果的に取組を進めるためには、市町村のあつせん方法や助成等を含めた、地域型保育事業の連携を促進するための、総合的な制度の創設が必要です。



提案の担当／こども青少年局子育て支援部保育対策課担当課長	岡本 今日子	TEL 045-671-4221
こども青少年局子育て支援部こども施設整備課長	松本 貴行	TEL 045-671-2376
こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課給付・支給認定担当課長	青木 正博	TEL 045-671-4463

地域における海外展開策の支援拡充・強化 (外務省、経済産業省)

- 1 中小企業の外国人インターン受入れ経費に対する補助の創設
- 2 戦略的実務者招へいの地方自治体枠の創設

【提案の背景・必要性】

1 中小企業の外国人インターン受入れ経費に対する補助の創設

- ・ 都市が雇用の創出や地域経済の活性化などを通じて、持続的な成長を維持し、国家の成長を先導していくためには、これまで以上に、海外都市との連携を深め、都市としての価値を高め、選ばれる都市であることが求められています。
- ・ 「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABE イニシアティブ)」や、ブラジル政府実施の「国境なき科学」プロジェクトなどにより、海外からのインターンを受け入れ、人脈を構築することは、市内中小企業にとり中長期的な海外進出にきわめて有効であり、雇用の拡大・市内経済活性化にもつながっています。他方、人的・財政基盤が脆弱な中小企業にとり、制度活用にあたり、インターンの受け入れ時の諸経費（通訳費・宿泊費・交通費など）が大きな阻害要因となっているため、これら経費を補助する制度が必要です。

2 戦略的実務者招へいの地方自治体枠の創設

- ・ 海外都市との都市間競争が激化する一方で、世界の多くの都市が地球温暖化、女性の活躍支援、防災といった共通の都市課題を抱えている中、政策課題を共有し相互理解を促進するとともに、以後の連携強化、経済活性化につなげるため、地方自治体にとってのキーパーソン（相手都市幹部実務者や文化・経済・学術・教育・観光・メディアなどの分野の民間人を含む）を地方自治体が戦略的に招へいできる制度が必要です。

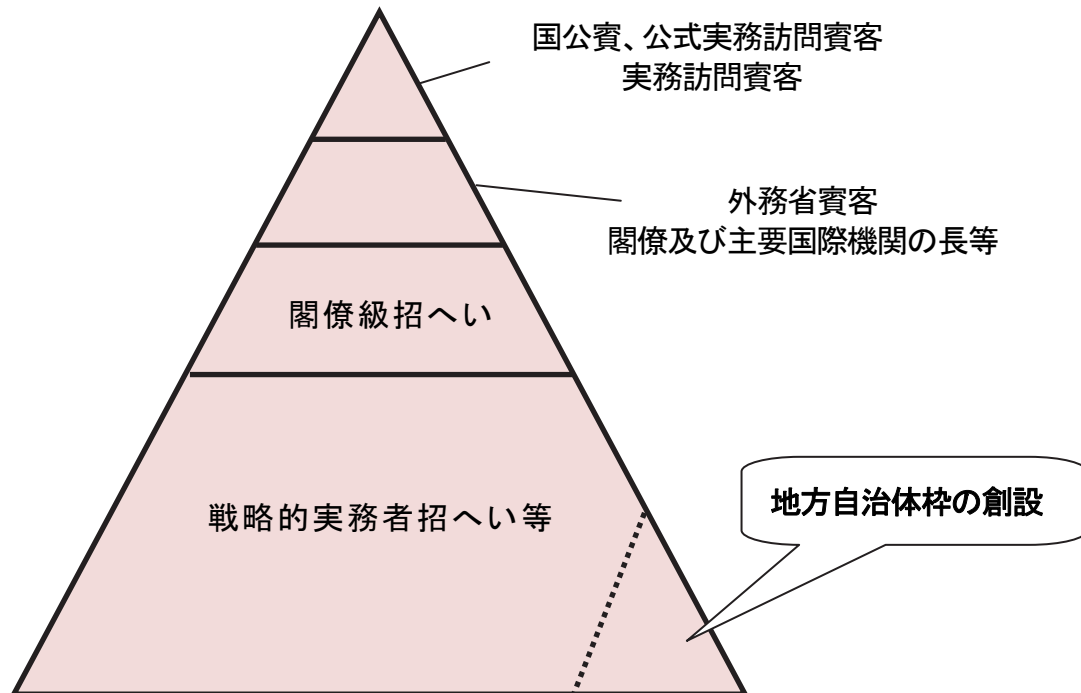
◆中小企業の外国人インターン受入れ経費補助イメージ

(例) ABEイニシアティブ



出典：JICAパンフレット「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(ABE イニシアティブ)「修士課程およびインターンシップ」プログラム」

◆戦略的実務者招へいの地方自治体枠の創設



2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機としたスポーツ振興、文化芸術施策の振興、教育施策の推進・強化（文部科学省、内閣官房）

1 スポーツ振興

- (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019を契機としたスポーツ振興
- (2) 大学と連携した地域におけるスポーツ振興への支援
- (3) 競技開催自治体への支援

2 文化芸術施策の振興

- (1) 国家予算における文化芸術予算の一層の拡充
- (2) 文化プログラムを推進する「スーパークリエイティブシティ」構想の実現・制度化、支援制度の創設
- (3) 文化プログラム実施スキームの構築と文化プログラムをリードする横浜市の取組への支援

3 教育レガシーの創出

- (1) 国際社会で活躍するためのコミュニケーション能力の育成
- (2) 特別なニーズに対応した教育の充実
- (3) 「実物」の文化芸術に触れる体験事業への支援
- (4) 運動意欲・体力向上に向けた取組の充実
- (5) 運動・スポーツを通じた道德教育の実践

【提案の背景・必要性】

1 スポーツ振興

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「オリンピック・パラリンピック東京大会」）やラグビーワールドカップ2019の開催を絶好の契機と捉え、地域スポーツの振興や子どもの体力向上、高齢者・障害者スポーツの推進を図るためには、国の一層の支援が必要です。
- ・ 本市では市内大学と社会貢献推進事業協定書を締結するなど、大学との連携をより一層進め、大学が持つ研究成果やノウハウ、人材等を有効に活用するための取組を進めているところです。

- ・ 子どものスポーツ機会の充実やライフステージに応じたスポーツ活動の推進など、地域のスポーツ振興への取組においては大学が担う役割が重要であるため、例えば、地域的なスポーツ活動への学生ボランティアの派遣や公開講座の実施など、**地方自治体と大学が連携した取組への支援制度の創設が必要です。**
- ・ オリンピック・パラリンピック東京大会の実施にあたってはセキュリティ対策や医療、輸送、外国人旅行者の受入、バリアフリー対策、視察の実施など、東京都をはじめとする**競技開催自治体の対応が必要な事項が多くあります。**国においても**主導的にこれらの対応を行っていただくとともに、競技開催自治体への支援が必要です。**
- ・ また、ラグビーワールドカップ2019の横浜開催にあたっては、本市でもラグビーワールドカップ2019組織委員会への分担金等をはじめ開催事業費の負担を行っていますが、ラグビーワールドカップ2019開催の機運を高め、オリンピック・パラリンピック東京大会の盛り上げにつなげるため、**必要な経費について、国の十分な予算の確保が必要です。**

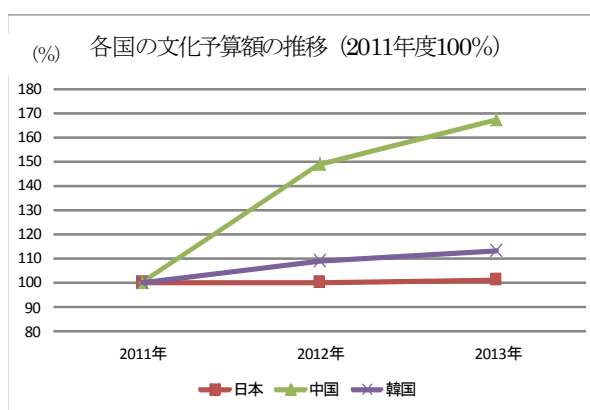
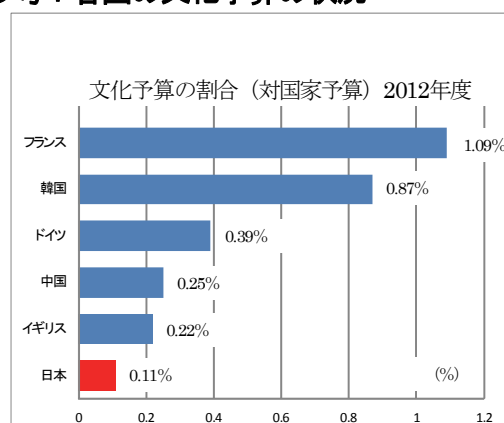


2 文化芸術施策の振興

(1) 国家予算における文化芸術予算の一層の拡充

- ・ 5月22日に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」では、「2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開」が盛り込まれました。また、文化庁の平成27年度予算では「史上最大規模の『文化プログラム』の実現」が掲げられています。
- ・ 文化プログラムの全国展開による文化芸術の振興は、国内の活性化のみならず、海外への発信による「世界における我が国のプレゼンスの向上」や日本の文化を求めて来日する外国人の増加「インバウンド効果」につながるなど、文化芸術が日本の成長戦略を牽引する役割が期待されます。
- ・ しかし、我が国の文化予算は諸外国と比較して決して十分な状況とは言えず、国家予算における文化芸術予算の一層の拡充が必要です。

◎参考：各国の文化予算の状況



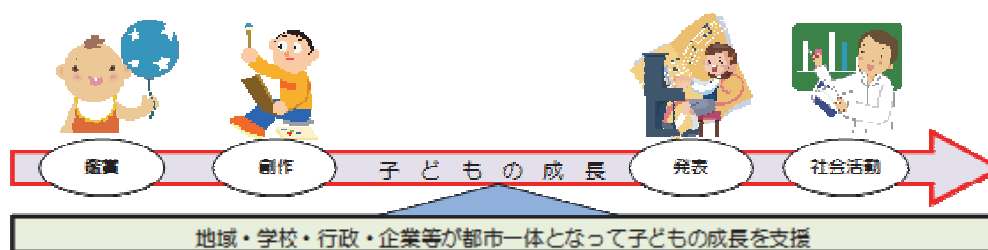
※(株)野村総合研究所「諸外国の文化政策に関する調査研究報告書」
(25年3月) および文化庁資料をもとに作成

(2) 文化プログラムを推進する「スーパークリエイティブシティ」構想の実現・制度化、支援制度の創設

- ・ 本市では、横浜トリエンナーレをはじめ、他都市に先駆けて行ってきた「創造都市」の取組や、「横浜芸術アクション事業」の実施などを通じて、文化芸術による賑わいの創出・経済の活性化の実績を積み重ねてきました。
- ・ 27年度には、文化プログラムの先行的取組として、横浜芸術アクション事業「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2015」を実施します。また、地域・学校・行政・企業等が一体となって、未来を担う次世代の創造性を育む「クリエイティブ・チルドレン」の取組などを積極的に展開しています。

- ・ 国は、「オリンピック・パラリンピックレガシー創出に向けた文部科学省の考えと取組」（27年4月10日公表）において、2020年に期待される効果として、「国内外を魅了する文化プログラムの実施による訪日外国人2,000万人への貢献」等を掲げ、イベント総数20万件などの目標を設定しました。
- ・ あわせて、全国で文化プログラムを推進する際の核となる「スーパークリエイティブシティ（仮称）」構想が掲げられています。この「スーパークリエイティブシティ」が文化プログラムを効果的に展開するためには、地域の文化芸術資源を生かし、国内外に発信できる、質の高い中核的な芸術祭等を展開・継続する制度を構築する必要があります。
- ・ 本市も積極的に取り組みますので、速やかに本構想を具体化させ、認定された都市が、文化プログラムの全国展開を牽引する取組を行うことができる支援制度の創設を求めます。

◎ 参考：「クリエイティブ・チルドレン」の取組



（3）文化プログラム実施スキームの構築と文化プログラムをリードする横浜市の取組への支援

- ・ 東京大会の文化プログラムは、2016年リオ・デ・ジャネイロ大会の閉幕直後から日本の全国津々浦々で展開する方針が示されていますが、できるだけ早期に文化プログラムの実施スキームを構築することが望まれます。
- ・ 本市でも、このタイミングに合わせて、これまでの実績をふまえ、さらに、地域で展開する文化プログラムをリードし、モデルとなる取組として、横浜芸術アクション事業を実施する予定です。本事業を東京大会「文化プログラム第1号」と位置付け、全国展開を見据えた取組として支援していただくことを提案します。
- ・ 横浜から地域が取り組む文化プログラムを国内外に発信し、全国的な文化プログラム実施の機運醸成につなげるとともに、我が国の文化プログラムの成功及び目標達成に貢献します。

3 教育レガシーの創出

- ・ 国においては、オリンピック・パラリンピック東京大会を契機として、日本が誇る「強み・深み」を再発見し、ショーケースとして世界にアピール・発信するとともに、次の世代への贈りもの（レガシー）として継承していくことを目標として掲げています。
- ・ 本市でも、「横浜市中期4か年計画2014～2017」において、オリンピック・パラリンピック東京大会をきっかけとした取組を進めることとし、同様に「第2期横浜市教育振興基本計画」においても、未来を担う子どもたちに教育としてのレガシーを残していくことを掲げています。

(1) 国際社会で活躍するためのコミュニケーション能力の育成

- ・ 本市では、小・中・高校における英語によるコミュニケーション能力の育成に取り組んでいます。
- ・ 小学校における英語教育の拡充強化に的確に対応するためには、学級担任の英語指導力向上を図ることに加え、教科型で行う高学年への英語の専科教員の導入の検討が必要です。また、小・中・高校段階における外部検定試験の受験料を国庫負担するとともに、大学入試においても外部検定試験の活用を促進することで、学校段階を通じた一貫した英語教育を推進することが必要です。

(2) 特別なニーズに対応した教育の充実

- ・ 本市では、特別な支援や日本語指導が必要な児童生徒が増加し、教育ニーズも多様化する中、一人ひとりに対応した教育を、積極的に推進してきました。
- ・ 特別支援教育については、特別支援教育に関する教職員等の資質向上を図るとともに、共生社会の実現に向け、障害のあるなしに関わらず共に学ぶインクルーシブ教育や障害のある児童生徒の自立と社会参画に向けた各種事業を充実させるための国による支援が必要です。
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒に関しては、日本語指導の加配定数の増員等による確実な措置とともに、母語のできる指導員の配置や、効果的な指導方法の研究・研修等を行うため、国による財政支援を行い、日本語指導が必要な児童生徒が多数在住する各地方自治体の取組を後押しすることが必要です。

(3) 「実物」の文化芸術に触れる体験事業への支援

- ・ 豊かな感性や創造性を育むためには、子どもたちが早い段階から作品そのものやアーティストなどの「実物」に直接触れることが重要です。一流のアーティストを地方自治体やNPO等が招へいし、子どもたちが、実物の文化芸術に触れる体験事業への財政支援が、次代を担う人材の育成につながります。

(4) 運動意欲・体力向上に向けた取組の充実

- ・ 運動意欲・体力向上のために、オリンピック・パラリンピック東京大会こそ最大の好機ととらえ、国とも連携し、一流のアスリートを学校などに招へいし、子どもたちが直接運動演技を見たり、話を聞いたりできる体験事業への財政支援が必要です。
- ・ 小学校の体育の授業においては、専門的な視点から運動の楽しさを実感できる指導を行い、模範を見せる体育専科教員の導入の検討、中学校の部活動指導においても競技に関する専門性の高い外部指導者の派遣に対する国の支援が必要です。

(5) 運動・スポーツを通じた道德教育の実践

- ・ 学習指導要領の一部改訂により、「特別の教科 道德」が位置付けられ、**道德教育をどのように実践するかが課題**となっています。
- ・ 本市においては、子どもが道德の授業と実生活を関連付けて理解ができるよう、「**実生活に生きる道德教育の充実**」を図っています。
- ・ 体育の授業や部活動など、運動・スポーツを実践する過程において、「礼」についても学び、実践する取組があり、社会生活上のマナーや規範を学び、考えたことを実践する場として運動やスポーツを捉えることは、道德教育の充実につながるものと考えます。
- ・ 国においても、**運動・スポーツを通じた道德教育の実践に関する国民運動を推進し、学んだことを実践するための仕組みづくりを行うことを提案**します。

提案の担当／市民局大規模スポーツイベント部大規模スポーツイベント課オリンピック・パラリンピック推進担当課長

	守屋 大介	TEL 045-671-3645
市民局大規模スポーツイベント部大規模スポーツイベント課担当課長	丸山 裕二	TEL 045-671-3629
市民局スポーツ振興部スポーツ振興課長	飯田 能弘	TEL 045-671-3237
文化観光局横浜魅力づくり室企画課長	亀井 直樹	TEL 045-671-4030
教育委員会事務局総務部教育政策推進課長	高見 暁子	TEL 045-671-3224

小学校の児童支援を専任する教員の定数化 (文部科学省)

いじめの早期発見・早期対応をはじめとした児童の抱える諸問題の解決に対し、配置により大きな効果を上げている
小学校の「児童支援専任教諭」の定数化

【提案の背景・必要性】

- ・いじめや暴力行為、不登校など、児童指導上の諸問題の未然防止・早期解決のために、本市では、平成 22 年度より、「児童支援専任教諭」を小学校に段階的に配置し、26 年度から全小学校へ 1 名ずつ配置しています。
- ・児童支援専任教諭は、原則として学級を担任せず、担当授業時数を週 12 時間以内とし、全校的な視野に立ち児童指導の中心的な役割を担います。また、小中学校間、幼稚園・保育園との連携、児童相談所・警察署等の関係機関及び地域との連携の窓口となります。
- ・児童支援専任教諭の配置により、いじめの認知件数は増加し、いじめの解消率が向上するなど、個に応じたきめ細かな指導や教育を推進する上で大きな原動力となっています。また、多様化する子どもの問題解決に向けて関係機関や地域との連携強化が図られ、子どもを見守る体制の確立につながっています。
- ・このように本市では、児童支援専任教諭の配置によって大きな効果が上がっており、他の自治体からも本市の取組を参考に類似の制度が導入されるなど、児童支援専任教諭に対する関心は全国的にも広がりを見せています。
- ・一方で、教職員定数は、法令等による定めがあり、27 年度は国においても定数改善が行われましたが、小学校において児童支援を専任する教員を配置するには、いまだ不足しています。そのため、本市予算で非常勤講師等を配置せざるをえず、各自治体が独自にこの制度を導入しようとすると、**財政面の負担が大きくなるなどの課題**があります。
- ・そこで、小学校における児童をめぐる諸問題の解決に向けて、全国的な制度となるよう、児童支援を専任する教員の定数化が必要です。

1 児童支援専任教諭の概要

いじめや暴力行為、不登校、発達障害など、児童が抱える諸問題への対応の中心的役割とともに、関係機関及び地域との連携をすすめる対外的な窓口を担います。平成 22 年度から小学校へ 70 校ずつ段階的に配置し、平成 26 年度から全小学校に 1 名ずつ配置しています。

【参考】児童支援専任教諭の配置の推移

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
学校数	70校	140校	210校	280校	341校(全校)	341校(全校)
予算額	118百万円	235百万円	352百万円	470百万円	573百万円	573百万円

2 児童支援専任教諭の配置効果

本市におけるいじめの状況（文部科学省 児童生徒の問題行動等調査より）

(1) 児童 1,000 人あたりのいじめの認知件数

21 年度 2.6 件 から 25 年度 12.3 件、と配置前に比べ、4.7 倍の増加

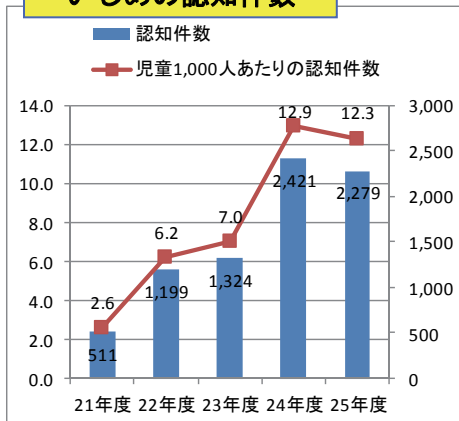
(2) いじめの年度内解消率

21 年度 88.9% から 25 年度 97.1%、と配置前に比べ、8.2 ポイント向上

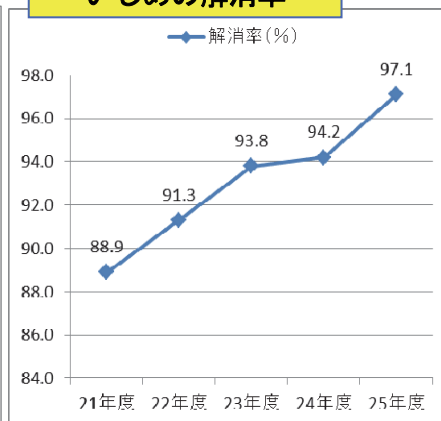
(3) 不登校生徒の割合

21 年度 3.67% から 25 年度 2.97%、と配置前に比べ、0.7 ポイント減少

いじめの認知件数



いじめの解消率



不登校の割合



居所不明児童に対する情報一元化 (厚生労働省、文部科学省、総務省)

全国の居所不明児童の情報一元化と情報仲介の仕組みの構築

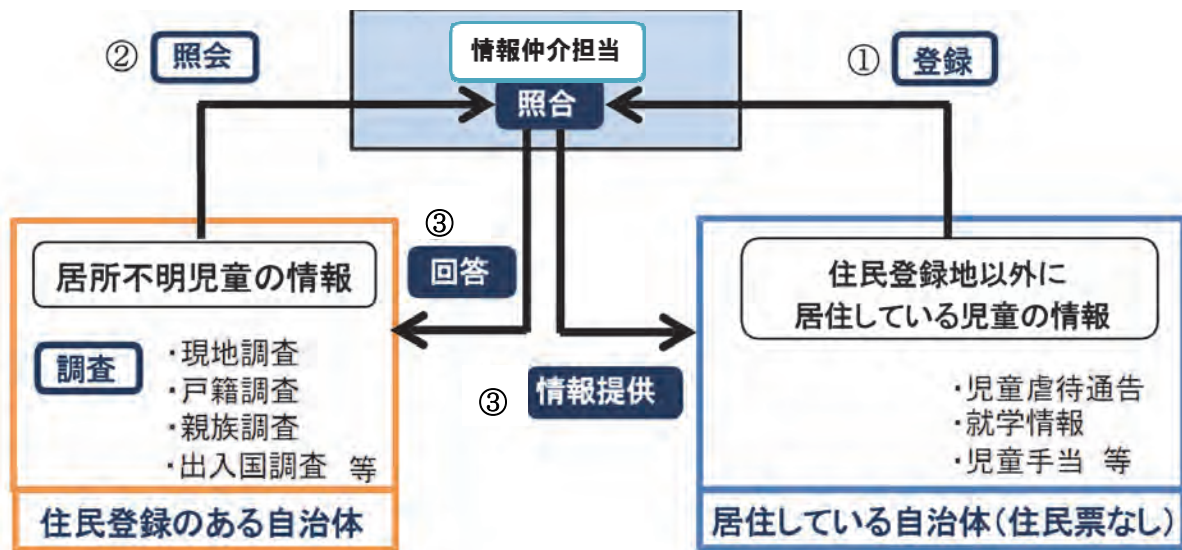
【提案の背景・必要性】

- ・ 本市で発生した事件等をきっかけに、本市では「居所不明児童対策」について、児童虐待の担当部署と学校・住民票等の担当部署が連携して児童の実態把握に取り組んでいます。
- ・ この事件では、当該児童の保護者が住民票を異動させないまま居所を転々としていたことから、関係する自治体間でこの家庭に関する情報が共有されていなかったことが原因のひとつとなっており、転居先が不明な児童の情報を市町村間で共有することが有効な対策となります。
- ・ 国では、昨年8月に「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」を設置し、本年3月に地方自治体に対して、市町村間における情報共有を徹底する旨の通知が出されましたが、全国的な仕組みが構築されていない中での、市町村間における自主的な情報共有の徹底には限界があります。
- ・ DV等の被害者の場合は、その安全及び秘密の保持に十分な配慮を行う必要があるため、住民票を異動せずに就学手続等の行政サービスを利用している子どもを把握した自治体が情報提供を行う場合には、**現住所が特定されないよう、「間接的な情報共有」が可能な仕組みとすることが重要です。**
- ・ また、住民票を残して転居を繰り返す場合は、複数の市区町村に分散した情報を収集し統合する必要があり、所在の特定が困難な場合があります。

【提案内容の説明】

- ・ 児童の情報が市域を越えて早期に共有され、支援を速やかに開始するために、国が主導して、**全国の居所不明児童の情報一元化と情報仲介の仕組みを速やかに構築し、取り扱う個人情報の範囲などを整理した情報共有の「共通ルール」を設定して、情報共有を円滑に行うための支援に取り組んでいただくことを提案します。**

○ 居所不明児童の情報一元化と情報仲介の仕組みの構築



■ 全国から集約した居所不明児童の情報を一元管理し、情報提供を行う。

- ①住民登録をしていない児童が居住している地方自治体は、その児童を発見したり、就学手続き等行政サービスを受け付けた情報を「情報仲介担当」に登録する。
- ②居所不明児童の住民登録のある地方自治体は、児童の情報を「情報仲介担当」に照会する。
- ③「情報仲介担当」は、地方自治体に回答・情報提供する。住民票を異動せずに、転出先で就学手続きを受理したDV避難者に関する情報については、住民票登録地の地方自治体に対し、転出先の地方自治体名を伝えずに児童の安全の確認のみを伝える。

○ 居所不明児童の情報を提供するための「共通ルール」の設定

- 地方自治体が行うべき居所不明児童の調査内容の統一化
- 情報共有に関する明確なルールを提示
 - ①地方自治体が「情報仲介担当」に児童の情報を照会・登録する際の法的根拠の明確化
 - ②地方自治体や「情報仲介担当」が照会・登録・保有する情報の範囲を定める

提案の担当/子ども青少年局子ども福祉保健部子ども家庭課児童虐待・DV対策担当課長

市民局区政支援部窓口サービス課長
教育委員会事務局指導部学校支援・地域連携課長

田中 弘子 TEL 045-671-4208
熊坂 俊博 TEL 045-671-3621
高橋 三樹夫 TEL 045-671-3239

放課後児童健全育成事業の充実（厚生労働省）

- 1 放課後児童支援員の常勤雇用を可能とする財源確保
- 2 低所得世帯、多子世帯等への利用料減免制度の創設
- 3 育児・介護休業法の短時間勤務制度の拡充(小学校3年生まで)

【提案の背景・必要性】

1 放課後児童支援員の常勤雇用を可能とする財源確保

- ・平成27年度施行の子ども・子育て支援新制度では、市町村が子ども・子育て支援事業計画に基づき、「小1の壁」の打破に向けて量の確保と質の向上に取り組むとともに、放課後の居場所を必要とする児童が、利用しやすい仕組みとすることが求められています。
- ・本市では、留守家庭児童への対応として、児童や保護者と安定的・継続的な関係を構築するために、支援員の常勤雇用及び補助員の適正配置を前提とした運営費補助を行っています。しかし、国の補助基準額では、27年度に増額はしたものの、省令で定められる有資格者を雇用し、常勤雇用ができる水準にありません。児童が安心して継続的な関わりの中で信頼関係を作るには経験や専門性が必要であり、安心・安全な活動を行うために常勤雇用・複数体制を図る財源措置が必要です。

2 低所得世帯、多子世帯等への利用料減免制度の創設

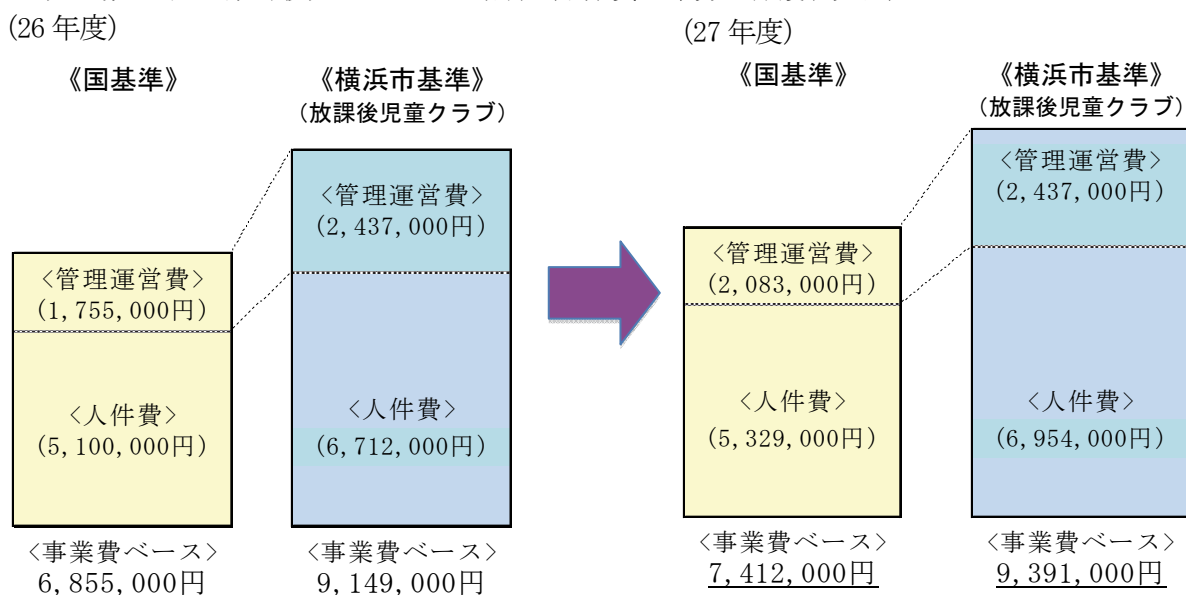
- ・留守家庭児童が経済的な理由で利用できないことのないよう、低所得世帯に対して利用料の減免を行った事業者に対し、本市独自の利用料減免加算補助を実施しています。
- ・ひとり親世帯の貧困率の高さや、国の少子化社会対策大綱における第3子以降を持たない最大の理由が経済的負担であることを踏まえ、ひとり親世帯や多子世帯への減免制度が必要です。また、これらの世帯に対する減免制度の創設について現場からの要望もあります。
- ・保育施策と同様に、国においても、低所得世帯、多子世帯等に対する支援策が必要であり、独自に実施している市町村に対し、財源措置をすべきと考えます。

3 育児・介護休業法の短時間勤務制度の拡充（小学校3年生まで）

- ・次代を担う子どもたちの育成のため、特に低学年に、子どもが保護者とともに安心して生活できることが重要です。保護者が希望する短時間勤務を取得しやすい環境づくりを強化するため、国として、育児・介護休業法の短時間勤務制度を、小学校3年生まで取得するための法改正などの仕組みづくりをしておく必要があります。

【国と横浜市の補助額比較】

※児童数 36 人の放課後児童クラブの場合（事業費の半分は保護者負担）



【本市の減免制度の状況】（平成 26 年度末時点）

事業名 (実施か所数)	<一体型> 放課後キッズクラブ (市内 105 か所)	放課後児童クラブ (市内 215 か所)
月あたりの利用料	5,000 円	平均 13,500 円
減免相当額 加算補助対象	市民税所得割非課税世帯及び生活 保護世帯等	市民税所得割非課税世帯及び生活 保護世帯等
加算補助額	2,500 円/月	2,500 円/月 ※ただし、独自に 2,500 円を超える 額の減免を実施しているクラブ有 ・平均減免額 4,008 円/月 (内、補助額 2,500 円を含む)
【参考】事業所独自に 行っている減免制度		・多子減免 20 か所 ・ひとり親減免 103 か所

生活困窮者への重層的な自立支援施策の推進 (厚生労働省)

- 1 生活困窮者及び生活保護受給者への自立支援施策に対する国の負担額の上限引き上げなど必要十分な財源措置
- 2 高齢の生活困窮者に対する雇用施策の充実
- 3 無料低額宿泊事業等の適正化のための法制度の構築

【提案の背景・必要性】

1 生活困窮者及び生活保護受給者への自立支援施策に対する国の負担額の上限引き上げなど必要十分な財源措置

- ・平成 27 年 4 月に施行となった生活困窮者自立支援法や改正生活保護法では、就労支援などの自立支援施策に関する国の負担や補助率が明記され、さらに地方自治体の規模に応じて国の財源措置の上限（基準額）が設定されています。
- ・この規模に着目した上限設定は、必ずしも本市の取組の実情を十分に反映したものとはいえ、特に、本市が積極的に取り組んでいる子どもの学習支援に対する国庫補助は、本来の補助率が 1/2 のところ、実質的には事業費の約 1/3 程度という見通しとなっています。
- ・生活保護受給者や生活困窮者への自立支援施策を、今後更に重層的かつ安定的に充実させるには、地方自治体の取組の実情に応じた国の負担額の上限引き上げなど、国による必要十分な財源措置が不可欠です。

2 高齢の生活困窮者に対する雇用施策の充実

- ・26 年度まで実施した生活困窮者自立促進支援モデル事業では、「年金のみでは生活費が少し足りないので、あと少し収入を得るために働きたい」など、経済的自立に向けた高齢者の就労支援のニーズが浮き彫りになりました。
- ・しかしながら、現状は 65 歳以上の方の就労先が十分にあるとは言えない状況です。高齢者世帯が生活保護に至ることなく自立を継続するために、

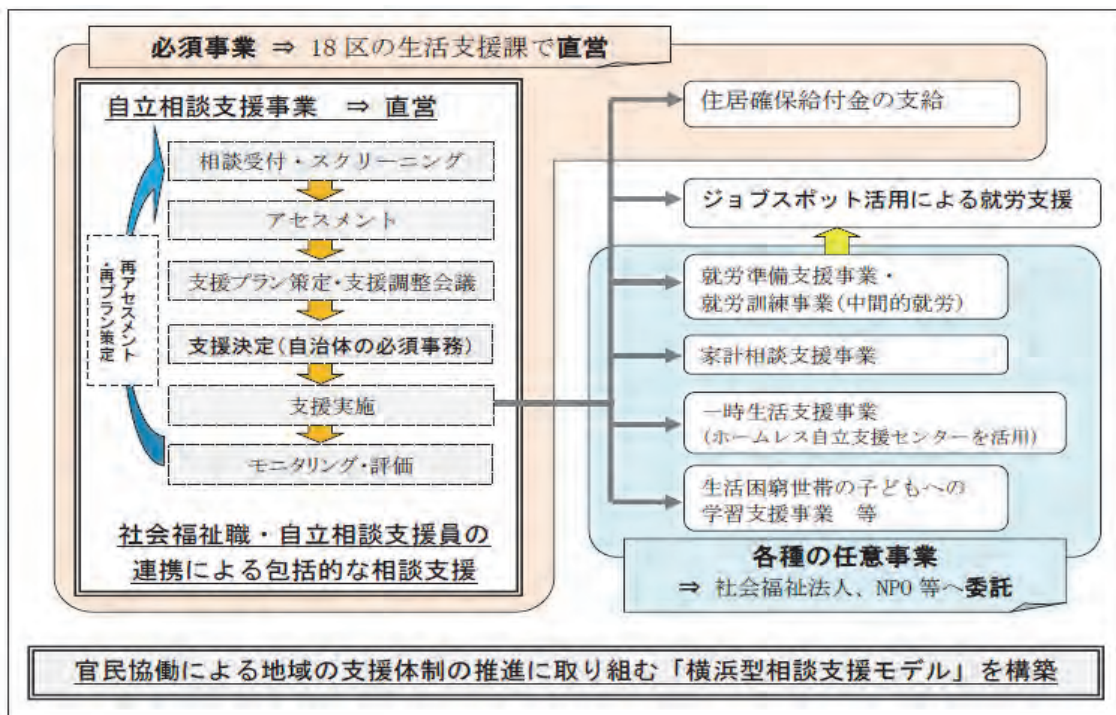
新法が目指す「第2のセーフティネットの充実」という観点からも、ハローワークにおける高齢者雇用の求人開拓の強化など、高齢者の就労促進や再就職支援に向けた国レベルでの雇用施策と自立支援施策との一体的な取組が重要です。

3 無料低額宿泊事業等の適正化のための法制度の構築

- ・ 国は、27年4月に無料低額宿泊事業に関する指針を、利用者保護の観点から適切な運営方法等について指導することを明記する等、見直しました。しかし、法的拘束力がないため、一層の利用者の処遇向上を実現するには、指針に基づく行政指導に加えて、改善命令ができるように、法制度の早急な整備が必要です。

【参考】横浜市における生活困窮者自立支援の取組

生活保護と生活困窮者自立支援の一体的な運用により、これまで以上に幅広く生活にお困りの方への支援に取り組みます。



提案の担当/健康福祉局生活福祉部生活支援課長 霧生 哲央 TEL 045-671-2367
健康福祉局生活福祉部援護対策担当課長 小林 秀彦 TEL 045-671-2374

子どもの医療費助成の充実に向けた環境整備 (厚生労働省)

義務教育就学前児童の医療費に対する自己負担額を1割に引き下げる健康保険法等の改正

【提案の背景・必要性】

- ・ 少子化の流れに歯止めをかけ、社会の活力を維持していくためには、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指し、経済的負担の軽減など、国を挙げて子育て環境の整備を充実させることが喫緊の課題です。
- ・ とりわけ、子どもの医療費助成は、全ての子どもに関わる施策であり、子育て世代の関心及び期待が大きい状況ですが、助成水準は財政状況等により自治体間に格差があります。
- ・ 国は、平成20年4月に義務教育就学前までの医療費について、健康保険制度の自己負担割合を2割に軽減する健康保険法等の改正を実施しましたが、医療費助成に係る自治体の負担は依然として大きなものとなっており、制度運営にあたって各自治体は財源の確保に苦心しています。

【提案内容の説明】

出産や子育てに関する医療面での経済的負担の軽減は、本来、ナショナルミニマムの保障に係るものであり、国の責任において環境を整備することが重要ですが、まずは、各地方自治体を実施する子どもの医療費助成制度の安定運営及び拡充に向けた環境整備のため、義務教育就学前児童の医療費に対する健康保険の自己負担割合を更に引き下げ、国が子どもの医療費助成に係る地方自治体の負担を軽減することを提案します。

横浜市の小児医療費助成制度の対象年齢と助成範囲

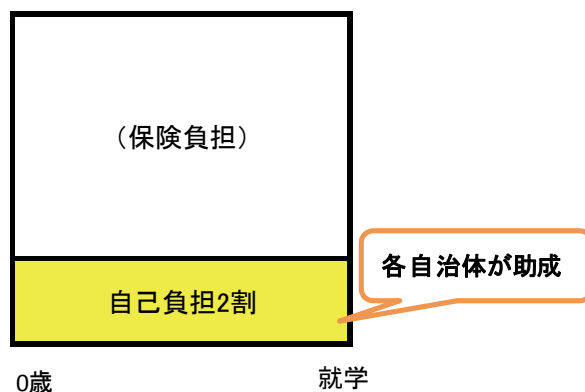
※保険診療の一部負担金を助成

年齢	対象診療	所得制限
0歳	通院・入院	なし
1歳～小学1年生	通院・入院	あり
小学2年生～中学卒業	入院	あり

※平成27年10月より、通院助成の対象年齢を小学3年生まで拡大予定

小児医療費助成の現状

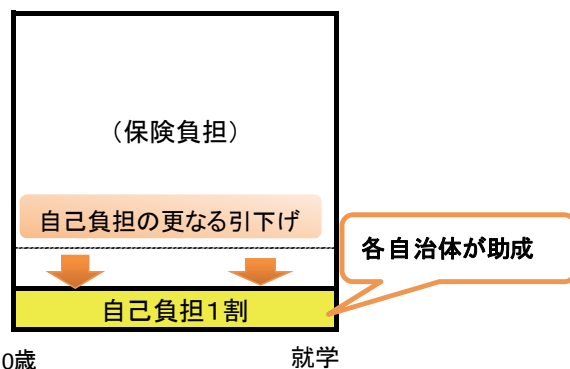
◆…0歳児～就学前児童は、2割負担



各自治体が独自に
医療費助成を実施

地方自治体の財政状況等により、
小児医療費の格差が生じている！！

要望事項



本来、医療費助成は、全国どの市町村に住んでいても同じ水準で受けられることが望ましい。

義務教育就学前児童に対する医療費の自己負担額を
1割に引き下げる健康保険法等の改正

スマートシティの推進（経済産業省）

スマートシティをリードする地方自治体への支援

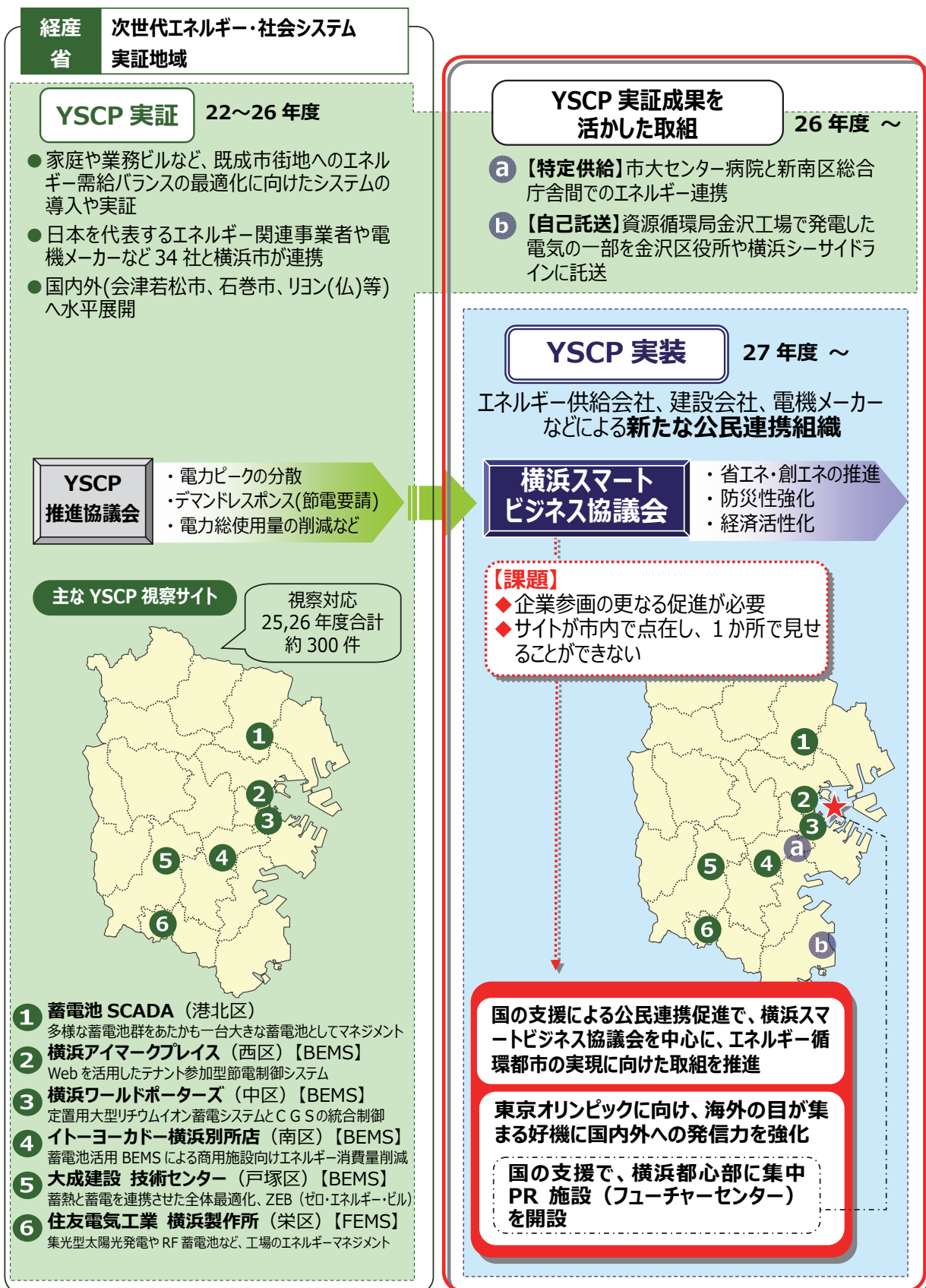
【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜スマートシティプロジェクト（以下、YSCP）は、平成 22 年に経済産業省から「次世代エネルギー・社会システム実証地域」として選定されました。
- ・ これを受け、本市では、日本を代表するエネルギー関連事業者や電機メーカーなど 34 社と連携して、家庭や業務ビルなど、既成市街地へのエネルギー需給バランスの最適化に向けたシステムの導入や実証を進め、高度な EMS（エネルギー管理システム）及び創・蓄・再エネ技術による省エネや低炭素化の推進、HEMS（家庭用エネルギー管理システム）、BEMS（ビルエネルギー管理システム）等と連携した電力ピークカット等により、目標を上回る CO₂排出量の削減を達成しました。
- ・ また、27 年度は、新たな公民連携組織である「横浜スマートビジネス協議会」を 4 月に発足させました。これは、これまでの YSCP の実証成果を生かし、防災性や環境性、経済性に優れ、市域から生み出すエネルギーを増やし、そのエネルギーを無駄なく効率的に利用するエネルギー循環都市の実現や市民への更なる普及啓発などを目的とするものです。

【提案内容の説明】

- ・ これまでの実証から実装（実動化・具体化）へと大きく展開し、ビジネス化と市場経済の形成を図るため、まちづくりを加速し、取組を効果的に PR するためにも、企業と連携しスマートシティの推進に積極的に取り組んでいる先進的な地方自治体に対する、「次世代エネルギー・社会システム実証地域」に続く次段階の国の支援を提案します。

スマートシティをリードする地方自治体への支援



提案の担当/温暖化対策統括本部プロジェクト推進課長 岡崎 修司 TEL 045-671-2636

水素エネルギーの普及促進（経済産業省）

- 1 燃料電池自動車導入補助制度の継続
- 2 燃料電池自動車普及のための水素ステーション整備に向けた規制緩和の促進及び支援の継続
- 3 水素エネルギー普及に向けた啓発活動の実施

【提案の背景・必要性】

1 燃料電池自動車導入補助制度の継続

- ・平成26年12月に水素を燃料として走る燃料電池自動車（FCV）の販売が開始され、車両導入補助を実施されていますが、車両価格が高額のため、普及を更に進めるためには、引き続き補助制度の継続が必要です。
- ・28年度には、燃料電池バスが販売開始される見込みであり、燃料電池自動車と同様に、補助制度を創設することが必要です。

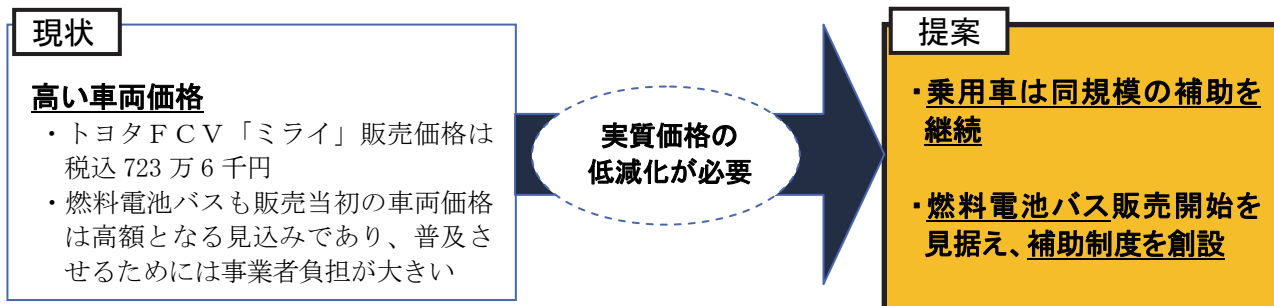
2 燃料電池自動車普及のための水素ステーション整備に向けた規制緩和の促進及び支援の継続

- ・燃料電池自動車普及のためには、車両に水素を充填する水素ステーションの整備が欠かせませんが、高圧ガス保安法等の規制が厳しく、特に都市部における適地確保が難しい状況です。
- ・都市部でも水素ステーションを整備できるよう、ガソリンスタンドと同程度の、水素ステーション整備促進のためのさらなる規制緩和が必要です。
- ・水素ステーションを整備するには用地取得や初期設備投資に高額のコストがかかるため、設置者の負担が多額です。
- ・さらに、燃料電池自動車普及には時間がかかるため、水素ステーション運営は大変厳しい状況であり、整備が進まない要因となっていますので、設置者負担を軽減するよう、整備費用補助や活動費用補助の継続が必要です。

3 水素エネルギー普及に向けた啓発活動の実施

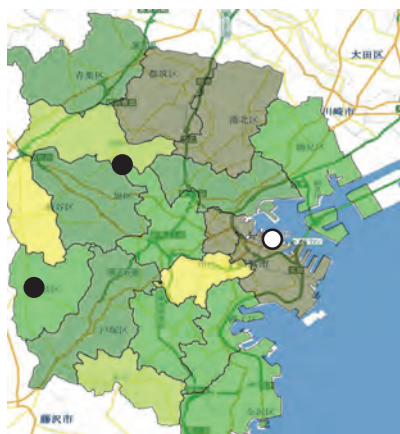
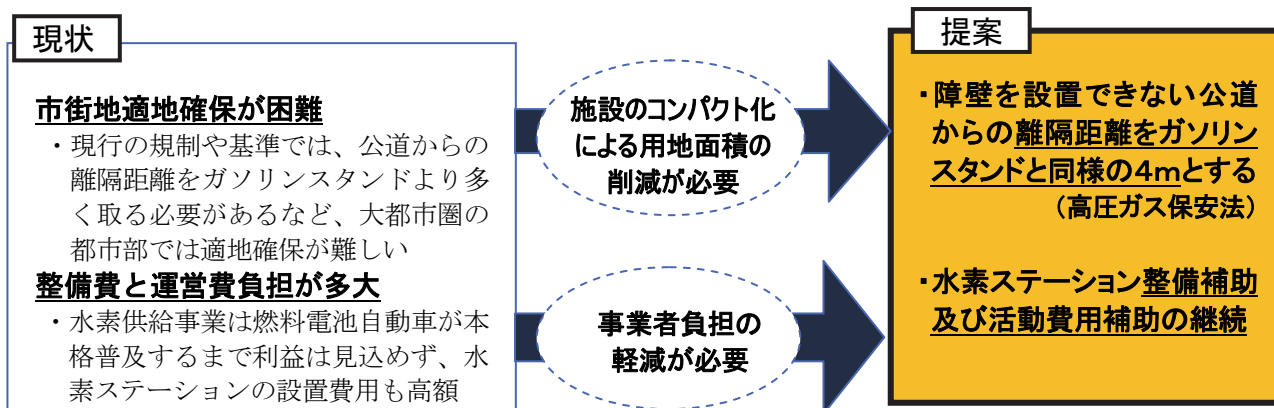
- ・市民の方の中には、水素は危険なものである、との認識があります。
- ・正しく取り扱うことで、水素は安全かつ有用ですので、水素エネルギーを普及させていくためには、国においても積極的な普及啓発を実施し、水素に対する正しい理解の向上を図ることが重要です。

1 燃料電池自動車導入補助制度の継続



2 燃料電池自動車普及のための水素ステーション整備に向けた規制緩和の

促進及び支援の継続

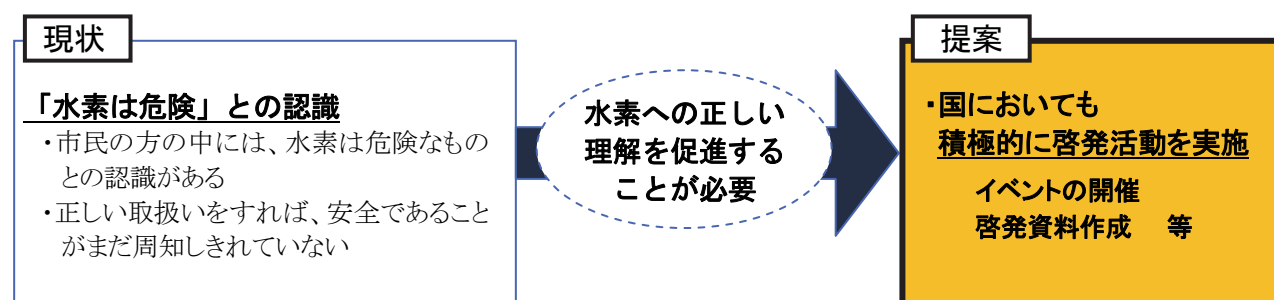


横浜市内の水素ステーション設置状況

- 固定式水素ステーション（旭区1、泉区1）
- 移動式水素ステーション予定地（中区）

本市は、2020年までに10か所整備することを目標としており、目標達成に向けて規制緩和と支援が必要

3 水素エネルギー普及に向けた啓発活動の実施



容器包装リサイクル制度及び家電リサイクル制度の見直し（経済産業省、環境省）

1 容器包装リサイクル制度の見直し

- (1) 市町村と事業者の経費を含めた役割分担の見直し
- (2) プラスチック製品について、プラスチック製容器包装と合わせてリサイクルが可能となるよう制度の見直し

2 家電リサイクル費用の前払方式の導入

【提案の背景・必要性】

1 容器包装リサイクル制度の見直し

- ・本市では、プラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法の対象であることから、分別収集の上、リサイクルしていますが、分別収集・運搬及び選別・圧縮・梱包・保管などの費用は財政を圧迫しています。
- ・容器包装リサイクル法の改正によって導入された合理化拠出金は、市町村の取組を支援する上で一定の役割を果たしてきましたが、近年拠出金の額が著しく減少しており、市町村の負担が軽減されるよう、拡大生産者責任の原則に基づいた、**市町村・事業者の役割分担の見直しが必要**です。
- ・本市が策定した一般廃棄物処理基本計画(ヨコハマ^{スリム}3R夢プラン)では、「ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの削減」を目標の一つに掲げていますが、現状では、プラスチック製品は法の対象外であり、「燃やすごみ」として収集し、焼却しているため、温室効果ガス排出の主な要因となっています。
- ・さらに、市民に分別意識が浸透し、環境問題への関心が向上してきたことなどにより、プラスチック製容器包装と同じ素材であってもプラスチック製品は分別対象外であり、燃やすごみとして処理されていることに対する疑問の声が高まっていることから、プラスチック製品についても、リサイクルが可能となるよう、制度の見直しが必要です。

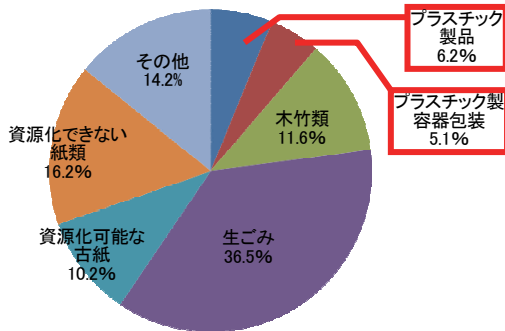
2 家電リサイクル費用の前払方式の導入

- ・家電リサイクルに係る費用徴収は、消費者が家電を排出する際に支払う「後払方式」ですが、消費者が費用負担を敬遠すること等により行われる、**不法投棄や不適正な業者への家電の引渡しの防止、処理、取締りなどの対応に苦慮**しています。
- ・平成 26 年 10 月に公表された、家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書にもあるとおり、前払方式について、引続きの検討が必要です。

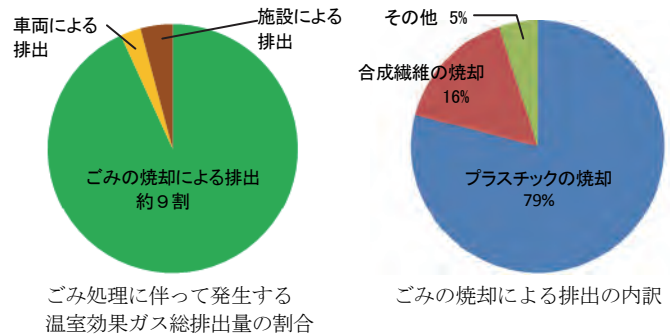
1 容器包装リサイクル制度の見直し

品目	現状	提案
プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> 当該リサイクル制度の対象になっているが、分別収集・運搬及び選別・圧縮・梱包・保管などにかかる費用が市町村に大きな負担となっている。 (収集運搬・中間処理等、本市の実質負担額 約28億円(平成26年度)) 	市町村と事業者の経費を含めた役割分担の見直し
プラスチック製品	<ul style="list-style-type: none"> 当該リサイクル制度の対象となっていないため、焼却処理されており、温室効果ガス排出の主な要因となっている。 プラスチック製容器包装と同一素材であっても制度の対象外となるため、市民の理解が得られないものとなっている。 	当該リサイクル制度の対象となるよう制度の見直し

【横浜市における家庭系燃やすごみの組成調査結果(平成25年度)】



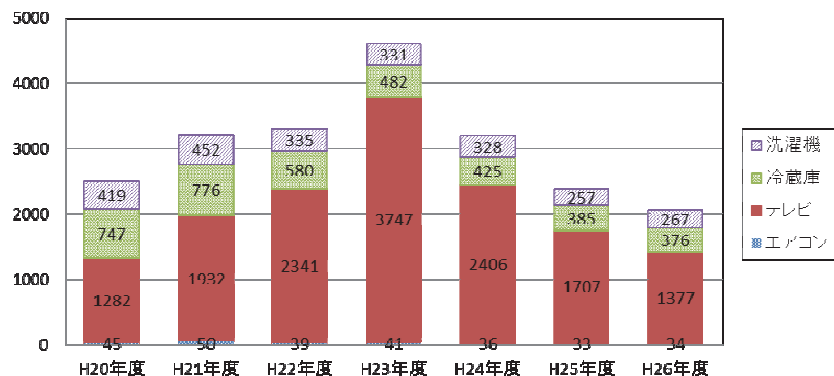
【ヨコハマ3R夢プランにおける温室効果ガスの排出状況(家庭系ごみ・事業系ごみ)(平成25年)】



2 家電リサイクル費用の前払方式の導入

現状	提案
<ul style="list-style-type: none"> 「後払方式」となっていることから、消費者が家電品を排出する際の費用負担を敬遠し、不法投棄や不適正な業者への引渡しが行われる場合がある。 (不法投棄された家電4品目の資源化に伴う本市の実質負担額 約412万円(平成26年度)) 	家電リサイクル費用の前払方式の導入

【横浜市における家電4品目の不法投棄台数】



パーソナルモビリティの実用化及びワンウェイ型カーシェアリングの推進（国土交通省）

- 1 超小型モビリティをはじめとしたパーソナルモビリティの実用化へ向けた早期の制度構築
- 2 ワンウェイ型カーシェアリングの利便性向上に向けた規制緩和の推進

【提案の背景・必要性】

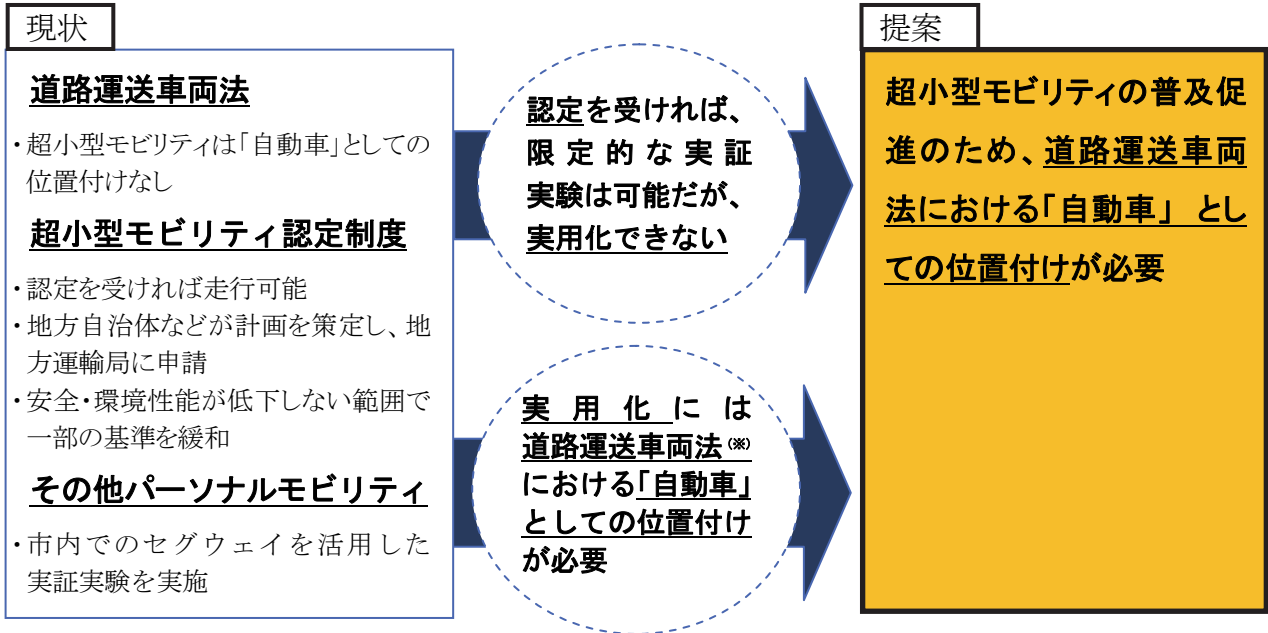
1 超小型モビリティをはじめとしたパーソナルモビリティの実用化へ向けた早期の制度構築

- ・ 環境や高齢化などの課題に対応し、様々な施策を進めることで、「誰もが暮らしたいまち」、「誰もが活力あるまち」の実現を目指す「環境未来都市」の取組の一環として、本市では超小型モビリティを活用したワンウェイ型カーシェアリングの実証実験を行っています。
- ・ 身近な生活の需要に対応できる超小型モビリティは、低炭素社会を実現するために必要不可欠なツールとして、市民の理解も深まっていますが、普及拡大を進めるためには、道路運送車両法で「自動車の種別」として位置付けるなどの制度構築が必要です。

2 ワンウェイ型カーシェアリングの利便性向上に向けた規制緩和の推進

- ・ ワンウェイ型カーシェアリングは、平成26年3月に道路運送車両法の法解釈が明確化され、無人の駐車場においても、ITの活用等により、これを「使用の本拠の位置」と定め、貸渡・返却処理が可能となりました。
- ・ 今後、シェアリングの利便性を拡充するには、自動車の貸渡・返却を行う駐車場について、専用枠以外での利用を可能にするなど、より多様かつ柔軟な取扱いとする必要があります。

1 パーソナルモビリティの実用化へ向けた早期の制度構築

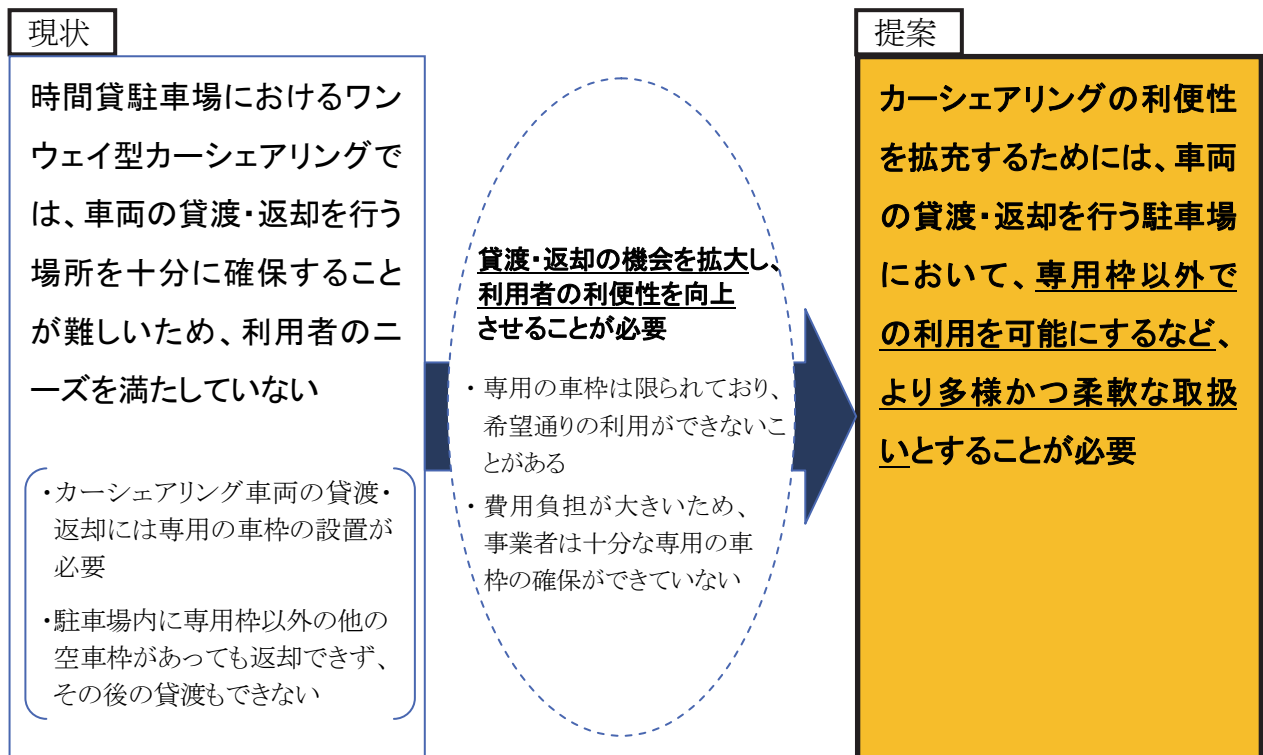


※道路運送車両法第3条および省令

※道路運送車両法 第3条

この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

2 ワンウェイ型カーシェアリングの利便性向上に向けた規制緩和



公共施設の老朽化対策の推進（国土交通省、文部科学省）

- 1 公共施設の老朽化対策、長寿命化を着実に実施するため、**防災・安全交付金及び学校施設環境改善交付金について、地方が必要とする所要額確保**
- 2 **防災・安全交付金の要件緩和、補助率拡大及び対象の拡大**
特に、河川施設である護岸等の老朽化対策、長寿命化の交付金制度への対象拡大
- 3 **学校施設環境改善交付金の老朽化対策事業に係る要件緩和及び補助率の拡大**

【提案の背景・必要性】

- ・ 市民生活やあらゆる社会経済活動を支える、道路・河川施設・港湾施設・下水道施設・公園施設・学校施設等の公共施設は、高度経済成長期から、それ以降に集中的に整備されており、今後 20 年間で急速に老朽化が進行します。
- ・ 平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」が示され、公共施設の長寿命化を柱とするメンテナンスサイクルの構築など、国や地方自治体が一丸となった戦略的な維持管理・更新等の推進が掲げられました。
- ・ 施設の老朽化対策、特に長寿命化については、個別施設ごとの計画や点検に基づき着実に実施することで、市民の安全・安心を確保することはもとより、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減し、予算の平準化を図ることが可能です。
- ・ そこで、老朽化対策を支援する国の制度である**防災・安全交付金及び学校施設環境改善交付金**については、公共施設の老朽化対策、特に長寿命化が着実に推進できるよう、地方が必要とする所要額を確保するとともに、要件の緩和や、補助率の拡大及び交付対象施設の拡大が必要です。

1 防災・安全交付金及び学校施設環境改善交付金の所要額の確保



現状

道路・河川施設・港湾施設・下水道施設・公園施設・学校施設など、膨大な量の公共施設は、今後、急速に老朽化が進行。

提案

公共施設の老朽化対策、長寿命化を着実に推進するため、地方が必要とする所要額の確保

2 防災・安全交付金の要件緩和、補助率の拡大及び対象拡大

	現状	提案
港湾改修事業	<ul style="list-style-type: none"> 1件あたりの事業規模要件：「2億円以上5億円以下」 補助率：1/3 	老朽化対策、長寿命化を推進するため、 <ul style="list-style-type: none"> 対象要件緩和：規模要件なし 補助率の拡大：1/2以上
下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> 26年度より布設から50年を経過した全ての下水道管が交付対象となったが、28年度までの限定措置である。 下水道施設の設置・改築が対象。維持管理は対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き全ての下水道管を対象として、再整備を進めるための制度構築。 下水道施設全体のアセットマネジメントに取り組むため、中長期を見据えた、維持管理（調査・診断）に対する対象拡大。
都市公園事業	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法・施行令により新設・改築が対象。修繕は対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化計画が策定されている大規模な公園施設等の修繕へ対象拡大。

・特に、河川施設である護岸等の老朽化対策、長寿命化の交付金制度への対象拡大

現状

河川護岸等に対する老朽化対策、長寿命化が対象となっていない

提案

河川護岸等の老朽化対策、長寿命化への対象拡大

3 学校施設環境改善交付金の老朽化対策事業に係る要件緩和及び補助率の拡大

	現状	提案
老朽化対策事業 (大規模改造 (老朽))	<ul style="list-style-type: none"> 補助率：1/3 対象要件：1校あたりの事業規模要件「7,000万円以上2億円以下」：外部及び内部の両方を同時に全面的に改造するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 補助率の拡大：1/2 対象要件緩和：1校あたりの事業規模要件400万円以上（上限なし）：外部及び内部の同時施工を要件としない

提案の担当／財政局公共施設・事業調整室公共施設・事業調整課長 永木 宏一郎 TEL 045-671-3918
 道路局計画調整部企画課長 曾我 幸治 TEL 045-671-2746
 教育委員会事務局施設部教育施設課長 中澤 誠治 TEL 045-671-3230

国及び国の関係機関の公共事業における 市内中小企業者の受注機会の増大（国土交通省）

横浜市内中小企業者の受注機会の増大を図るための入札制度 の更なる適用と分離・分割の推進

【提案の背景・必要性】

- ・ 本市では、平成 22 年に「横浜市内中小企業振興基本条例」を制定し、本市発注の公共工事で、市内中小企業者の受注機会の増大を推進しています。
- ・ 市内での国等関係機関の事業においては、今後も、横浜環状道路や港湾整備等の大規模事業が継続するため、その推進と地元経済の活性化の視点から、市内中小企業者の受注機会を増大させるべきです。
- ・ 27 年 1 月、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき策定された「発注関係事務の運用に関する指針」では、入札契約方式の活用事例として、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理等を担う企業の確保があげられています。
- ・ 国等におかれては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、これまでも中小建設業者に特段の配慮をいただいておりますが、本市では、市内で公共事業を発注する国等関係機関と横浜市内公共事業発注者連絡会を開催し、市内中小企業者の受注機会の一層の増大に取り組んでいます。
- ・ 26 年度には国土交通省において、国での実績が少なくても技術力のある企業であれば受注機会を確保できる「技術者育成型総合評価落札方式」等が試行実施されたほか、東日本高速道路(株)や首都高速道路(株)においても、本市の施工実績等が評価される入札方式を採用いただいております。
- ・ 今後も、本市が負担金等を支出している国等関係機関の公共事業の地元発注を基本方針としていただき、市内中小企業者の受注機会の更なる増大を図るため、入札制度の適用と分離・分割発注の推進が必要です。

●国及び国の関係機関の横浜市における主な大規模公共事業



●今後更なる適用が必要な各機関の入札制度

発注機関と入札制度	概要	提案
【国土交通省】 技術者育成型 総合評価落札方式	本市での施工実績・災害協定等が加点 評価される総合評価落札方式	26年度1件試行実施 今後も継続して更なる適用を提案
【国土交通省】 技術提案チャレンジ型 総合評価落札方式	国の実績を問わず技術提案（簡易な施 工計画）を評価する総合評価落札方式	26年度1件試行実施 今後も継続して更なる適用を提案
【東日本高速道路】 拡大指名競争入札	本社または営業所が神奈川県内にある 企業を対象とする入札方式	26年度1件試行実施 今後も継続して更なる適用を提案
【首都高速道路】 施工能力確認方式、技術 提案価格交渉方式総合評 価落札方式	市内実績や本市工事の成績を地域の精 通度として評価する総合評価落札方式	26年度に3件試行実施 今後も継続して更なる適用を提案

●横浜市内公共事業発注者連絡会の国等関係機関の管内(※)における発注額と市内企業受注額

	22年度	23年度	24年度	25年度
■発注額総計	約 1,080 億円	約 960 億円	約 695 億円	約 1,390 億円
■上記のうち市内企業受注額	約 37 億円	約 55 億円	約 75 億円	約 110 億円

※各機関の発注額は横浜市域外も含まれます。

※集計には、国土交通省の横浜国道事務所、京浜港湾事務所、京浜河川工事事務所、横浜営繕事務所、川崎国道事務所、東日本高速道路(株)の横浜工事事務所、京浜管理事務所及び首都高速道路(株)の神奈川建設局、神奈川管理局を含みます。

アジアにおけるMICE分野の国際競争力強化 (国土交通省、法務省)

「グローバルMICE都市」として海外競合都市との国際競争を勝ち抜くために、国としてMICE誘致・開催支援に必要な制度等の創設

- (1) **誘致活動に利用できる誘致助成金制度**や一定規模以上の国際会議を実施する際の**会場使用料への助成制度**の創設
- (2) 大学における「**カンファレンス・サービス**」設置助成制度の創設
- (3) **大型国際会議等の開催施設**で搭乗・出国手続き等ができる**チェックイン機能**の設置

【提案の背景・必要性】

- ・平成 25 年 6 月に閣議決定された日本再興戦略アクションプランにおいて、「2030 年にはアジア NO.1 の国際会議開催国として不動の地位を築く」という政府目標が掲げられ、都市のMICE誘致力向上のために、本市は「グローバルMICE戦略都市」（現「グローバルMICE都市」）に選定されました。
- ・これまで、本市は国から、海外MICE専門家の派遣を通じたマーケティング能力の向上支援等を受けてきましたが、アジア諸国の競合都市は、誘致助成金や施設使用料減免等、誘致に直接つながる制度を国が主導となり運用し、国際競争力を強化しています。
- ・そこで、国としてMICE誘致・開催支援に必要な制度を創設し、引き続き、豊富なMICE開催実績を誇る「パシフィコ横浜」を有する本市などの「グローバルMICE都市」への支援を継続することにより、日本のMICEを牽引するための国際競争力を確保することが必要です。

【提案内容の説明】

- (1) **誘致活動に利用できる誘致助成金制度**や**一定規模以上の国際会議を実施する際の会場使用料への助成制度**の創設
- ・海外諸都市で活躍するキーパーソンの視察受入費用や事前PR等、誘致活動段階から活用することのできる助成制度や、MICE開催に必須の固定費となる会場使用料への助成制度は、主催者へのインセンティブとなり、誘致に直接つながると考えます。

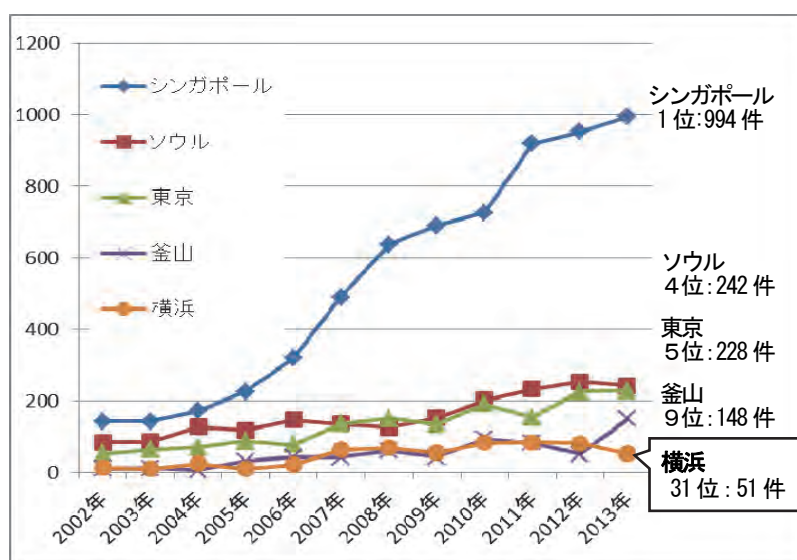
(2) 大学における「カンファレンス・サービス」設置助成制度

- ・ 大学等と連携して、MICE誘致・開催件数を増加させるために、国際会議開催のポテンシャルの高い大学に対して、誘致・開催事務を専門に行う「カンファレンス・サービス」設置のための助成制度を創設し、大学を活用した誘致・開催の促進を図る必要があります。

(3) 大型国際会議等の開催施設で搭乗・出国手続き等ができるチェックイン機能の設置

- ・ 外国人の国際会議参加者数全国1位を誇るパシフィコ横浜の優位性を維持し、海外からのMICE参加者の利便性の向上を図るため、事前に手荷物を預かり、搭乗・出国手続き等ができるチェックイン機能を設置することが必要です。

【参考1：アジア諸国におけるMICE開催件数の推移】



出典 UIA 国際会議統計

【参考2：会場別 国際会議開催件数・参加者数 (2013年)】

会場名	開催件数(件)	参加者総数(人)	参加者数(人)	
			国内参加者数(人)	外国人参加者数(人)
パシフィコ横浜	128	210,200	196,123	14,077
大阪国際会議場	43	79,702	75,043	4,659
東京ビッグサイト	37	60,156	54,756	5,400
神戸ポートピアホテル	36	24,433	21,580	2,853
国立京都国際会館	35	66,621	58,280	8,341

出典 JNTO 国際会議統計

緑の総量の維持・向上に向けた一層の制度拡充 (国土交通省、財務省)

- 1 相続税物納制度の要件緩和及び物納された国有財産の取扱いの見直し
- 2 緑地保全に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充
- 3 商業系用途地域内の建築物についても緑化地域制度の緑化率の規定を適用できるように、都市緑地法を改正

【提案の背景・必要性】

- ・ 本市では、緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かな都市環境を保全・創造するため、平成 21 年度から、独自に市民に負担を求める「横浜みどり税」を導入し、「横浜みどりアップ計画」の取組を進め、緑の総量の維持、向上を目指しています。
- ・ 本市においては、緑の多くが民有地であることから、樹林地所有者の維持管理負担を軽減するための支援や、建築物の緑化に対する固定資産税等の軽減など、市として可能な限りの様々な取組を進めています。
- ・ 樹林地所有者意識調査では、所有者の半数が相続税及び将来の相続への対応が課題であると回答し、緑地保全の大きな障害となっています。
- ・ 都市部における緑地保全・緑化を更に推進するため、市の取組だけでなく、国においても相続税物納制度の要件緩和や、緑地保全に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充、商業系用途地域内への緑化率規定適用など、支援策の拡充を図ることを提案します。

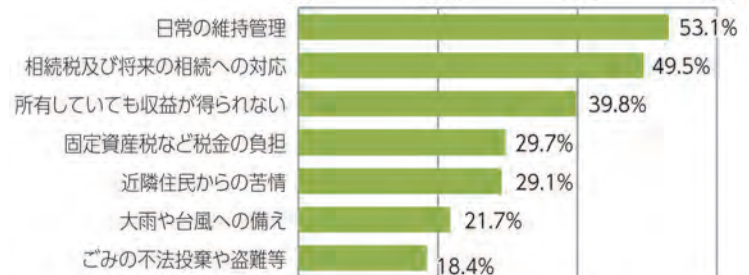
横浜みどりアップ計画

取組の柱 1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

取組の柱 2 市民が身近に農を感じる場をつくる

取組の柱 3 市民が実感できる緑をつくる

■樹林地所有者意識調査（平成 24 年度実施）： 樹林地を所有する上での課題



現状 & 提案

1 相続税法上、金銭で納付することが原則であるため、相続した緑地が相続税支払いのため、売却されてしまう可能性があります。

提案

- ① 相続税の納税対象に緑地が含まれる場合は、物納可能となる要件を緩和
- ② 国有財産の買取を希望する自治体へ物納財産の1/3を無償貸付する優遇措置の復活

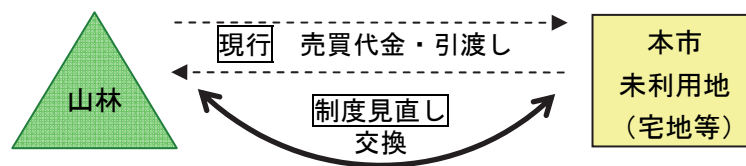
【優遇措置廃止前】 国から無償貸与 1/3 国補助金 2/9 自治体負担分 4/9

【優遇措置廃止後】 国補助金 1/3 自治体負担分 2/3

2 緑地を相続等した場合、土地評価の控除はあるものの、税負担が大きな課題となっています。

提案

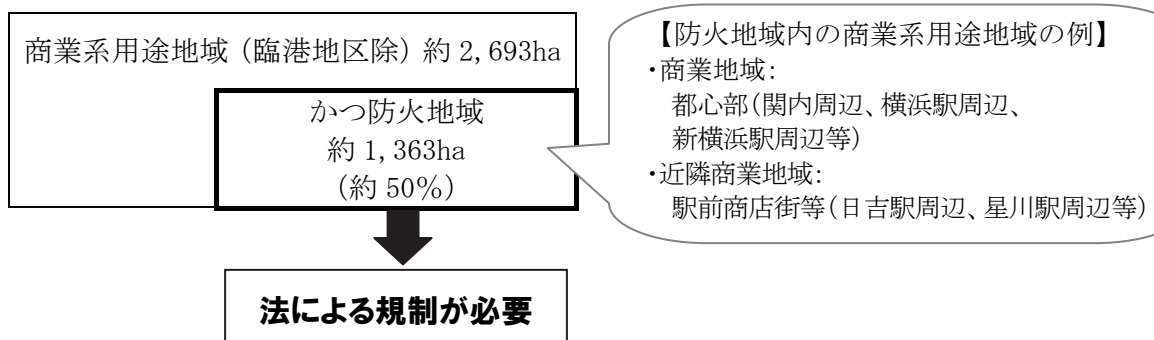
- ① 都市緑地法及び首都圏近郊緑地保全法において定められる緑地を相続した場合の相続税の納税猶予制度の創設などの負担軽減措置の拡充、借地公園として都市公園の用地として貸し付けられた土地を相続した場合の負担軽減措置の拡充、都市緑地法及び首都圏近郊緑地保全法に基づく特別緑地保全地区の公有地化について譲渡所得の特別控除額の引上げ
- ② 事業用資産である土地同士を交換した場合は、譲渡所得の課税の特例が認められている（租税特別措置法第37条から第37条の4）。緑地の保全のための必要な山林と宅地等の交換にあたっては、事業用資産でなくともこの課税の特例の適用が可能となるよう制度を見直し



3 都市緑地法の規定で、地域による適用除外の規定があるため、特に緑が不足している商業系用途地域での緑化推進が図れません。

提案

商業系用途地域（商業地域・近隣商業地域）内の建築物の大半を占める、建ぺい率の限度が8/10とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物についても、緑化地域制度における緑化率の規定を適用できるよう、都市緑地法を改正



住宅地の再生に向けた土地利用誘導の実現 (国土交通省)

地域への貢献及び必要な建築性能を有する建築物の誘導に向けた容積率緩和制度の創設

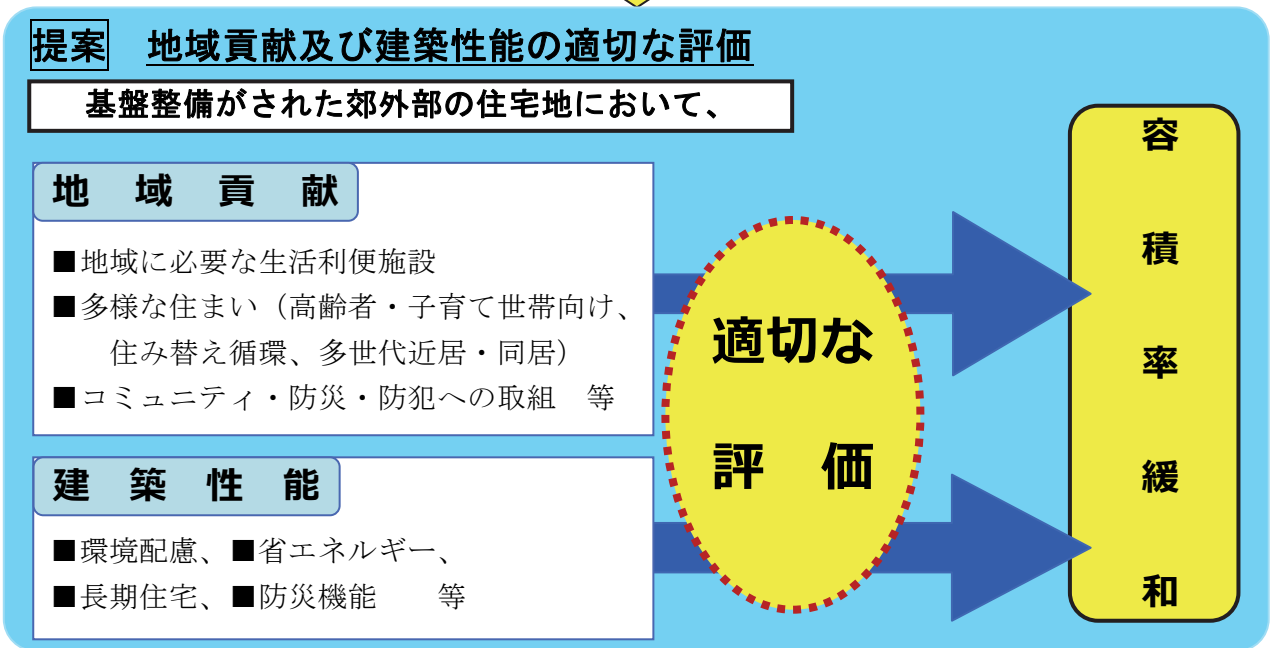
【提案の背景】

- ・本市の郊外部では、昭和40年代以降の高度成長期に、計画的に開発された大規模な住宅団地や戸建て住宅地が多く建設され、居住者の高齢化とともに建物の老朽化が進み、多くの建物が更新時期を迎えています。
- ・また、工場や企業社宅などの大規模な施設についても、建物の老朽化や機能の再編、設備更新の必要性などから、集約化や移転など土地利用転換が続いています。
- ・持続可能な郊外部のまちづくりを目指すためには、このような土地利用転換の機会を捉え、民間開発を適切に誘導し、少子化・超高齢社会対応の核として必要な機能を駅周辺等へ集積するなど、コンパクトなまちづくりを推進する必要があります。
- ・住み慣れた地域で安心して住み続けられるまちづくりの実現に向け、多様な住まいに加え、子育て支援施設、医療施設、福祉施設など、地域に必要な生活利便施設や、省エネルギー、防災機能など、これからの時代に求められる建築性能等を有する建築物を誘導するためには、容積率緩和等のインセンティブが大変有効です。
- ・現在、容積率緩和の特例は、公開空地が要件となっていますが、区画整理等で基盤整備がしっかりとなされている郊外部の住宅地においては、特に駅周辺など、公開空地が充足している場合が多いことから、現行の特例制度に加えて、公開空地の有無にかかわらず、地域に必要な生活利便施設を設ける等の地域貢献や、環境に配慮した性能を有する等の建築性能を要件とする、新たな容積率緩和制度の創設が必要です。

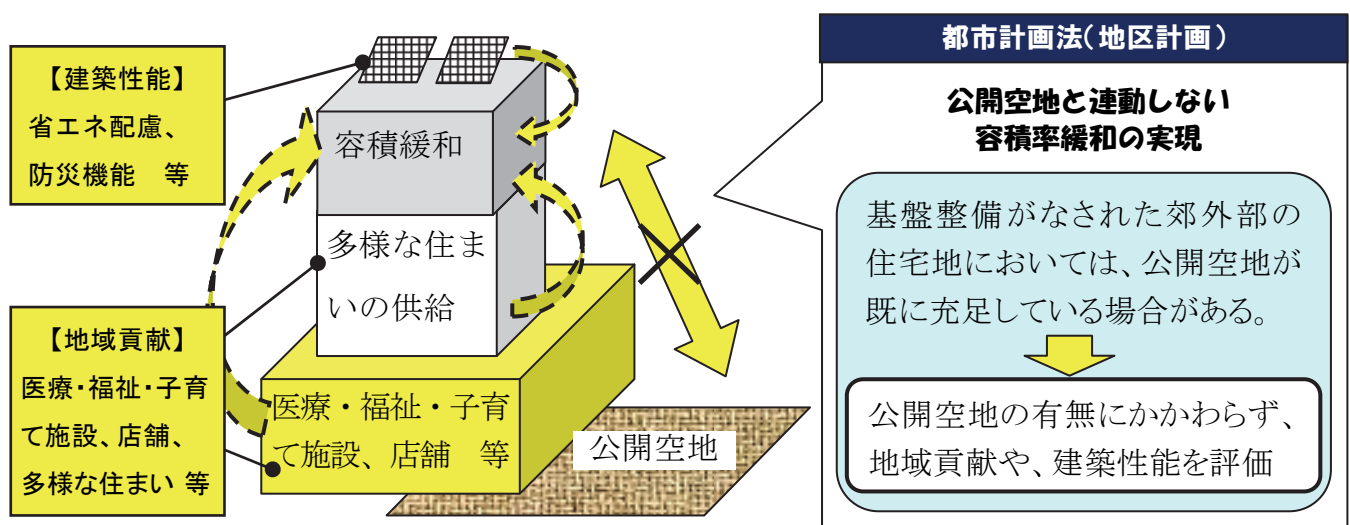
土地利用転換の際の民間開発事業を適切に誘導し、良好な市街地を形成していくためには、容積率緩和等のインセンティブが大変有効

現状 容積率を緩和するためには、公開空地を設ける必要があるが、基盤整備された郊外部の住宅地においては、既に充足している場合がある

良好な市街地形成に必要な地域貢献及び建築性能を適切に評価できていない



【イメージ図】



提案の担当／建築局住宅部住宅再生課長
建築局企画部企画課長

大友 直樹 Tel 045-671-4543
鈴木 和宏 Tel 045-671-3627

国際競争力及び防災力の強化に向けた幹線道路整備等の推進 (国土交通省)

- 1 必要な道路整備を進めるため、**国の道路整備費枠の拡大**
- 2 国際競争力及び防災力の強化に向けた**幹線道路整備等のための所要額確保等**
 - (1) **横浜環状北線の平成 28 年度の供用及び一体的に整備する必要がある関連街路の事業費確保（完成に向けた重点配分）**
 - (2) **横浜環状北西線の早期完成に向けた事業費の確保と市費負担分の平準化に向けた支援**
 - (3) **横浜環状南線及び横浜湘南道路の 32 年度開通に向けた整備推進**
 - (4) **相模鉄道本線連続立体交差事業の 28 年度の下り線、30 年度全線高架化に向けた事業費の確保**
 - (5) **一般国道 1 号戸部付近及び一般国道 246 号荏田付近の整備推進、一般国道 357 号未着手区間の着実な整備、一般国道 16 号西谷駅付近の調査検討の推進**
- 3 首都圏の高速道路ネットワークの整備効果を最大限発揮させるよう**一体的で利用しやすい料金体系の実現、短距離の区間が利用しやすい料金となることや利用者に過度の負担とならないなどの配慮**

【提案の背景・必要性】

- ・ 首都圏における幹線道路整備の遅れは、交通利便性や経済活動、大規模災害時の復旧活動等にも影響が及びます。本市及び首都圏の**国際競争力、防災対応力強化のためには、横浜環状道路や国道 357 号等の整備が急務**です。
- ・ 28 年度の供用に向け、横浜環状北線の本線と構造的にも機能的にも一体的に整備する必要がある**関連街路の事業費確保が不可欠**です。
- ・ 北西線は早期整備に向け用地取得を積極的に進め、トンネル工事等本線工事に着手しました。今後本格化する工事を進めるため、**事業費の確保及び平準化が不可欠**です。
- ・ 圏央道の一部である「さがみ縦貫道路」が 26 年度に全線開通しましたが、圏央道の機能を十分に発揮するためには、圏央道の西側区間で唯一の未整備区間であり、経済の好循環や成長をもたらすストック効果が期待できる**横浜環状南線及び横浜湘南道路の着実な整備推進が不可欠**です。
- ・ 相模鉄道本線連続立体交差事業は、28 年度の下り線、30 年度全線高架化に向け事業を進めています。そのためには、**安定した事業費の確保が不可欠**です。

防災対策・交通安全対策及び震災対応の推進 (国土交通省、環境省、総務省)

1 道路の防災対策の推進

- (1) 緊急輸送路及び延焼遮断帯の形成に資する幹線道路の整備
- (2) 橋梁の耐震補強や老朽橋の架替え、歩道橋の耐震補強、無電柱化の推進などの緊急輸送路等の地震対策

2 交通安全対策の推進

- (1) 通学路の安全確保に資する一般道路の歩道設置及び幹線道路の整備
- (2) 踏切安全対策、駅周辺のバリアフリー化の推進及び自転車通行空間の整備

3 廃棄物処理施設の災害対策の強化に資する整備への交付金の対象拡充

4 本市の放射線対策費用に対する東京電力株式会社の賠償履行に関する国の必要な措置の実施

【提案の背景・必要性】

1 道路の防災対策の推進

- ・ 被災時の迅速な救助活動や緊急物資の輸送機能確保のため、緊急輸送路の整備を進めるとともに、延焼範囲を分断し、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備を推進していくことが必要です。また、緊急輸送路上の橋梁の耐震補強や老朽橋の架替え、歩道橋の耐震補強、無電柱化を推進していくことが必要です。

2 交通安全対策の推進

- ・ 市街化が進み、現道の幅員の中で歩道を設置することが困難な状況の中、児童や歩行者の安全を確保するためには、現道の拡幅及び幹線道路の整備を進め、安心して通行できる歩道を設置していくことが必要です。
- ・ 本市では、平成27年度に策定する「踏切安全対策実施計画」に基づき、対策が必要な踏切に対し、抜本対策や速効対策を進めるとともに、25年8月に事故が発生した生見尾踏切の安全対策として、立体横断施設の早期完成を目指しています。

- ・ さらに、超高齢社会に突入している中、継続的かつ着実にバリアフリー整備を進めるとともに、都市内交通の円滑化を図るため歩行者と分離した自転車通行空間の整備を推進していくことが必要です。
- ・ 首都直下地震等の大規模災害が想定される中、緊急輸送路の整備や無電柱化の推進といった防災、減災対策及び通学路の安全対策に加え、踏切道の安全対策やこれからの超高齢社会に対応するための駅周辺のバリアフリー化、さらに自転車通行空間の整備に資する事業についても重点配分の対象とすることが必要です。

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における重点配分事業の対象拡大

現状	緊急輸送路の整備や無電柱化の推進などの減災対策及び踏切道の安全対策、駅周辺のバリアフリー化、自転車通行空間の整備は、交付金制度の対象ではあるものの、 重点配分事業の対象外		提案	緊急輸送路の整備、無電柱化の推進、踏切道の安全対策、駅周辺のバリアフリー化、自転車通行空間の整備への 重点配分事業の対象拡大
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--	-----------	-----------------------------------------------------------------------

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の所要額の確保



【緊急輸送路】



【踏切の安全対策】

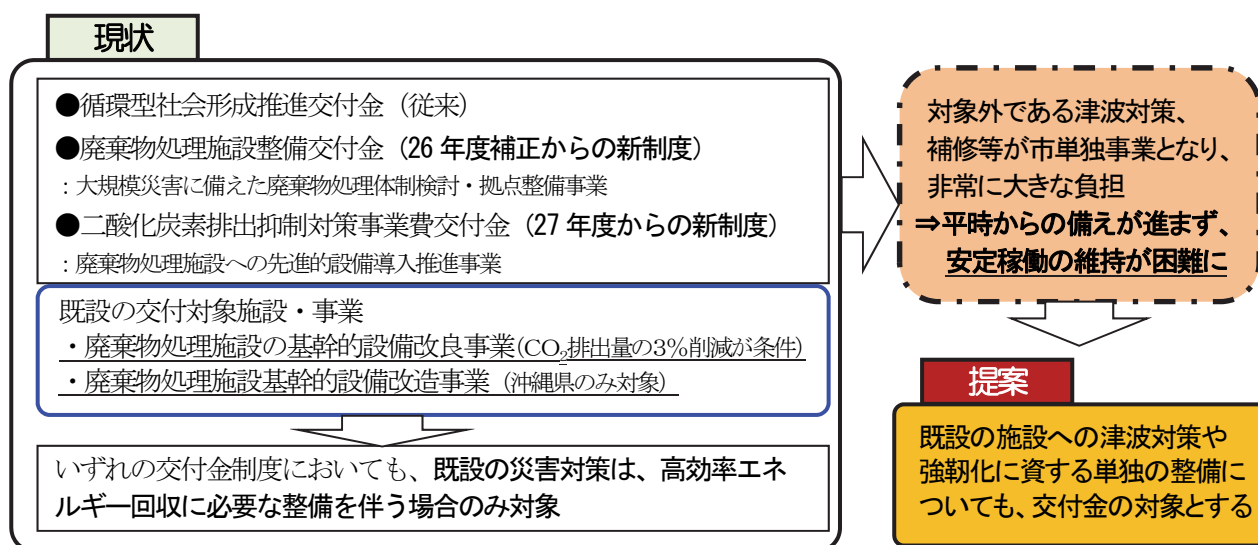
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送路等の整備、橋梁、歩道橋の耐震補強、無電柱化等の推進が必要 ・ 通学路の整備及び踏切の改良などによる交通安全対策の推進が必要 ・ 駅周辺のバリアフリー化、自転車通行空間の整備が必要
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

提案	地方が必要とする所要額の確保
-----------	-----------------------

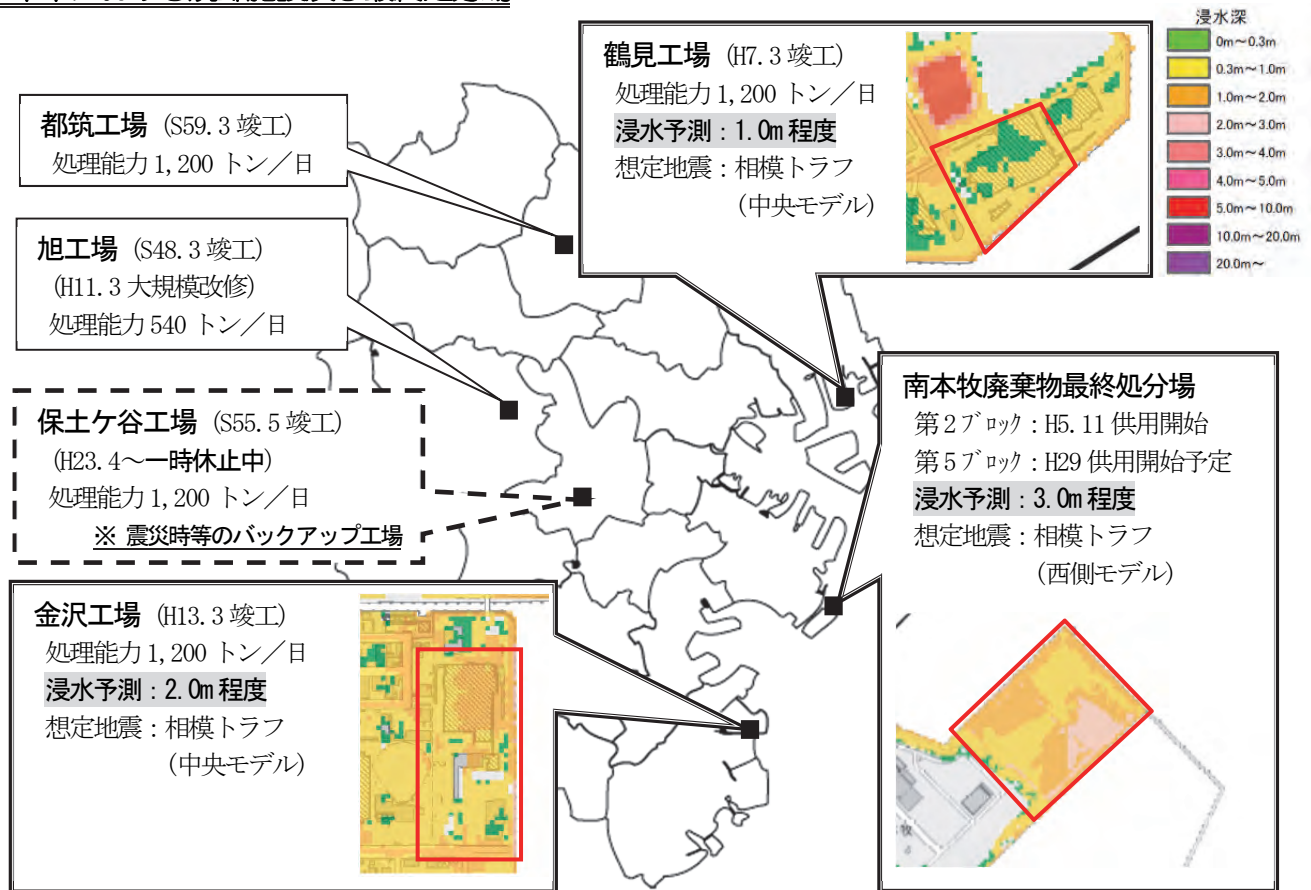
3 廃棄物処理施設の災害対策の強化に資する整備への交付金の対象拡充

- 本市では、現在、人口 370 万人を超える市民、10 万を超える事業所からの一般廃棄物の処理を 4 つの焼却工場で行っており、そのうち、3 工場は全国の中でも 3 番目の施設処理能力を有している大規模な処理施設ですが、最新の工場でも 10 年以上経過しており、設備の老朽化が進んでいます。また、そのうち 2 工場と市内唯一の最終処分場は沿岸部に位置しており、震災時には津波による被害が想定されます。さらに、バックアップの為に休止している 1 工場は、震災などの非常時には適時必要な補修を行い稼働する計画としています。
- こうしたことから、地震や浸水によって稼働不能となることが起こらないよう、廃棄物処理施設の強靱性の確保に向けて、焼却施設の基幹設備に対する補修、焼却施設や処分場排水処理施設などの津波対策、バックアップ焼却工場の再稼働に向けた整備などが必要となります。しかしながら、27 年度の交付金制度では、災害対策は高効率エネルギー回収に伴う場合にのみ交付対象となっています。
- 地震・津波災害が発生した際、復興に向けて重要となる災害廃棄物の処理だけでなく、市民生活を支える通常の廃棄物処理も着実にを行うためには、市町村が有している廃棄物処理施設の平時からの備えとして、既存の焼却施設、処分場排水処理施設等における基幹設備の補修や津波対策など強靱化に資する単独の整備であっても交付金対象事業とすることが必要です。

■廃棄物処理施設整備への交付金制度



■本市における焼却施設及び最終処分場



※浸水予測は全て 27 年 2 月 27 日発表の神奈川県による津波浸水予測図に基づきます。

4 放射線対策費用に対する東京電力株式会社の賠償履行に関する国の必要な措置の実施

- 本市では、発災直後から市民の安全、安心の確保のために様々な放射線対策を講じており、本市で負担した費用は、23～25 年度分で約 45 億円、26 年度分は約 6 億円の見込みです。これらの費用は、原子力発電所の事故に起因するものであることは明らかであり、横浜市民の税や使用料で賄われるべきではなく、東京電力株式会社に対して費用請求を行っています。
- 東京電力株式会社が自らまとめた賠償基準に基づき、これまで約 21 億円が支払われましたが、十分な賠償が行われていません。
- 国の責任において、原子力損害賠償紛争審査会による詳細な賠償基準を定め、地方自治体の行う放射線対策費用に対する賠償が円滑に行われるよう強く指導するなどの必要な措置を早急 to 実施していただくことを提案します。

提案の担当/道路局計画調整部企画課長
資源循環局適正処理計画部施設課長
財政局財政部財源課長

曾我 幸治 TEL 045-671-2746
長谷部 孝広 TEL 045-671-2527
高澤 和義 TEL 045-671-2185

鉄道整備事業の推進（国土交通省）

- 1 充実した鉄道ネットワークの構築に向けた取組への支援や整備制度の改善
- 2 多様な駅舎改良に対応できる補助制度の拡充や柔軟な運用
- 3 都市鉄道利便増進事業（神奈川東部方面線整備事業）の推進

【提案の背景・必要性】

1 充実した鉄道ネットワークの構築に向けた取組への支援や整備制度の改善

- ・本市では、平成 26 年 2 月に、運輸政策審議会答申第 18 号に位置付けられた高速鉄道 3 号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）などの計画路線について、取組の方向性をとりまとめました。
- ・同年 4 月に、国土交通大臣が「東京圏における今後の都市鉄道のあり方」について交通政策審議会に諮問しましたが、より充実した鉄道ネットワークを構築するためには、3 号線の延伸など、計画路線の事業化に向けた取組や整備制度の改善に対して、引き続き国の支援が必要です。

2 多様な駅舎改良に対応できる補助制度の拡充や柔軟な運用

- ・また、本市は、駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めており、駅に求められる機能が多様化する一方、バリアフリー対応や混雑緩和対策など課題を抱える駅が少なくなく、個別課題に対応できる補助制度はありません。
- ・このような課題の解決に向けては、国・地方自治体・鉄道事業者が課題を共有しながら、連携した取組を進めることが重要であり、個々の駅の実情に応じた多様な駅舎改良に対応できる補助制度の拡充や、柔軟な運用が必要です。

3 都市鉄道利便増進事業（神奈川東部方面線整備事業）の推進

- ・神奈川東部方面線（相鉄・JR 直通線、相鉄・東急直通線）については、整備主体である（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、用地取得や工事を本格的に進めるなど事業が最盛期を迎え、財政負担も大きくなります。
- ・鉄道運輸機構に対する補助金は、都市鉄道等利便増進法の基本理念に則り、必要な額を確保し事業を推進していくことが必要です。

運輸政策審議会答申第18号に位置づけられた路線（横浜市関連）



提案の担当／都市整備局都市交通部都市交通課長

國本 直哉 TEL 045-671-3515

都市整備局都市交通部都市交通課鉄道事業推進担当課長

松井 恵太 TEL 045-671-2716

横浜港の国際競争力強化及び山下ふ頭の再開発等に向けた重点的な施策展開（国土交通省、財務省）

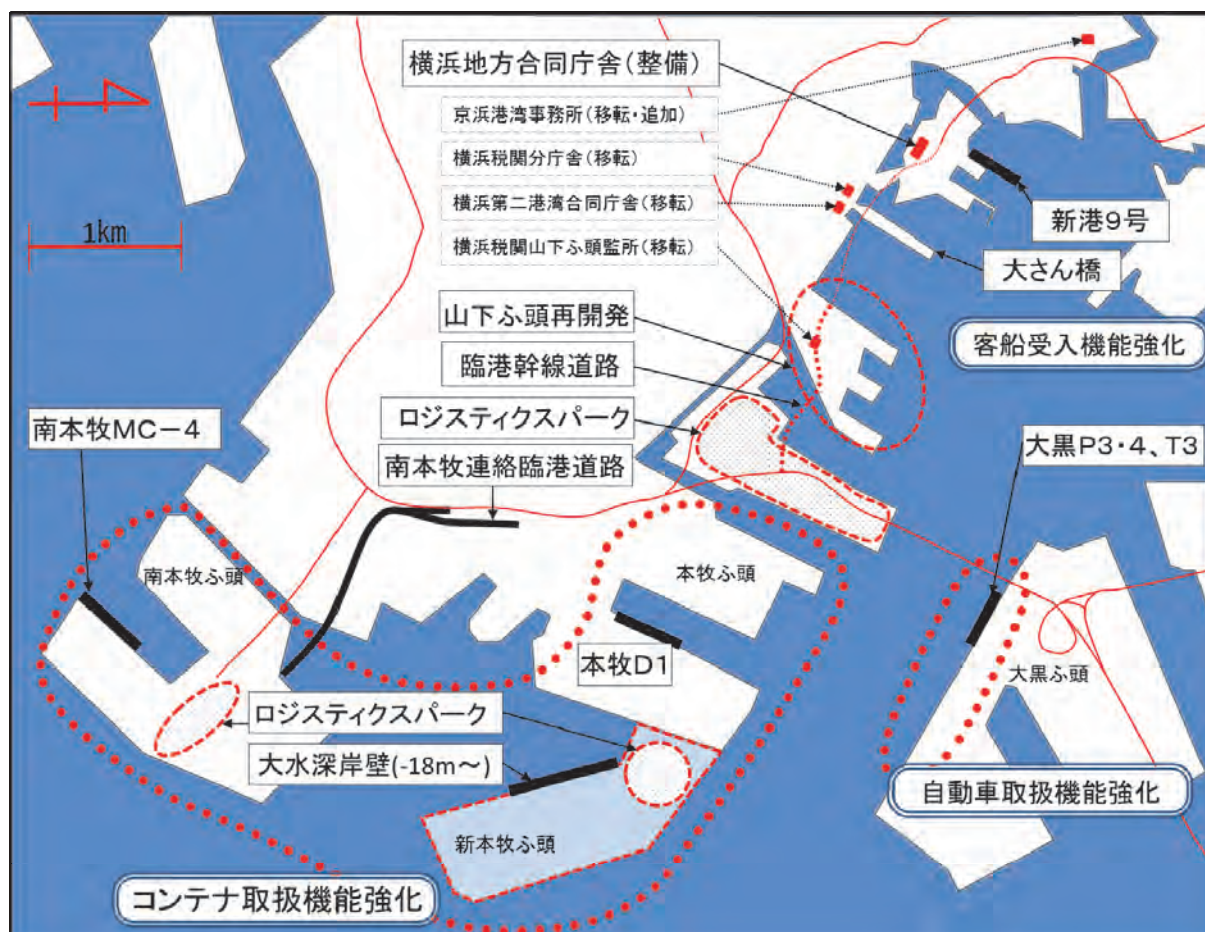
- 1 横浜港の国際競争力強化
 - (1) 戦略港湾重点施策の推進
(ロジスティクス・国内輸送の強化、コンテナターミナルの効率化等の推進)
 - (2) 先進的な港湾施設の着実な整備推進
(南本牧等整備、新本牧事業化、大黒自動車岸壁機能強化)
 - (3) クルーズ振興に向けた客船受入れ機能の強化
(新港ふ頭9号岸壁の早期改修、超大型客船の受入れ機能強化)
- 2 山下ふ頭の再開発
 - (1) 臨港幹線道路の早期整備・基盤整備等への支援
 - (2) 既存倉庫・上屋の移転・機能強化への支援
- 3 市内公共事業建設発生土受入場所の確保（新本牧事業化）
- 4 横浜地方合同庁舎の整備・移転庁舎の跡地利用の調整

【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜港が「国際コンテナ戦略港湾」としての使命を果たすためには、国の強力な支援を得て「創貨」、「集貨」、「競争力強化」の施策に取り組み、国際競争力のさらなる強化を迅速に図ることが必要です。
- ・ 「創貨」として、荷主企業のニーズに応える最新鋭・高機能な物流施設を集積させたロジスティクスパークを形成し、輸入貨物の取り込みを積極的に図るとともに、山下ふ頭の再開発を推進するため、物流施設の再編・高度化に対する支援策の一層の強化が必要です。
- ・ 「集貨」として、国内貨物を集中させるとともに国際積替貨物を拡大するため、内航フィーダーや基幹航路に対する支援制度の充実が必要です。また、港湾運営会社の早期統合に向けて調整を進めているところですが、統合までの間についても特例港湾運営会社への国の支援が不可欠です。
- ・ 「競争力強化」として、コンテナターミナルのIT化・一体運営、ゲートオープン実質24時間化、港内輸送の低コスト化、荷捌き地の国有化など、効率化やコスト低減を推進するため、国の一層の支援が必要です。

- ・ さらに、既存施設の有効活用として、本牧D1、大黒P3・4、T3、新港9号などの改良により、コンテナ船、自動車船、客船の大型化や寄港隻数増加への対応が必要です。
- ・ コンテナターミナルとロジスティクスパークを一体的に配置する新たな物流拠点として、また、平成30年頃の南本牧ふ頭埋立完了に続く建設発生土の受入場所として、新本牧ふ頭の事業化に向けた環境影響評価手続きを進める必要があります。さらに、南本牧ふ頭とともに、首都高速道路と接続する臨港道路を28年度までに整備する必要があります。
- ・ これまで以上に国際コンテナ戦略港湾へ集中的に国の財源を投入するとともに、対象施設を拡大することが必要です。
- ・ オリンピック・パラリンピック東京大会が開催される平成32年の一部供用を目指す、山下ふ頭の再開発に伴う基盤整備等への支援が必要です。供用後の来街者と物流の交通の円滑化を図るため、臨港幹線道路の早期整備が必要です。
- ・ 横浜地方合同庁舎の整備にあたっては、景観や賑わいの創出への配慮が必要です。あわせて、庁舎移転による跡地の利用については、周辺の街づくりを促進するよう調整が必要です。

●事業位置図



先進的な施設整備が進む南本牧ふ頭



南本牧ふ頭に寄港した超大型(18,000TEU積)コンテナ船



自動車専用船で混み合う大黒ふ頭



再開発を推進する山下ふ頭



客船寄港で賑わう
大さん橋国際客船ターミナル

●横浜港の国際競争力強化

現状・課題

提案

○ロジスティクス機能

既存物流施設の老朽化・陳腐化が進んでおり、高機能化が求められているが、物流施設等建設には多額の初期投資が必要
臨港地区における物流施設の再編・高度化に対する共用部等への補助率：1/3



・不動産取得に係る税制優遇措置
・物流施設の高機能化に向けた直接・間接的な支援制度の創設
臨港地区外と同様に補助率 1/2 に引上げ

○国内輸送

内航	課税	内航船は石油石炭税、固定資産税の課税対象
	船員コスト	内航船は日本人船員を配乗させなければならず、船員費が割高
	優遇措置	地方港では外航航路への優遇措置が講じられており、格差が発生
	船舶大型化に対する支援	コスト低減に有効と考えられている船舶の大型化施策に対する建造費用の支援がない
鉄道	コンテナターミナルと貨物鉄道駅間輸送等のコストの発生	
トラック	国道 357 号未整備による京浜港間の輸送に対する高速道路利用料金の発生	



・外航フィーダーと同等の競争条件となる補助制度の創設
・地方港の優遇措置の是正
・船舶大型化に対する建造費補助制度の創設
鉄道やトラック輸送コスト削減への支援制度の創設

○基幹航路

国際戦略港湾競争力強化対策事業の補助対象は新規基幹航路誘致を対象としており、既存の基幹航路の維持は対象外



基幹航路の維持に対して支援できるように、補助対象事業を拡大

○競争力強化

港内輸送コスト	臨港地区内に立地する倉庫施設とコンテナターミナル間や異なるコンテナターミナルとの間の輸送費用が発生
国費負担率と対象施設	負担率：7/10
	対象：係留施設で水深 16m 以上かつ耐震強化
ガントリークレーンの整備	無利子貸付金による整備



港内輸送効率化支援制度の創設
負担率：7/10 以上に引き上げ
対象：連絡臨港道路、荷捌き地、泊地、航路・泊地に拡大
補助制度の創設

提案の担当／港湾局企画調整部企画調整課長

港湾局港湾経営部港湾経営課戦略港湾担当課長

港湾局港湾経営部誘致推進課長

山下ふ頭再開発調整室山下ふ頭再開発調整課長

環境創造局政策調整部技術監理課担当課長

都市整備局都心再生部みなとみらい 21 推進課長

新保 康裕 TEL 045-671-2877

瀬下 英朗 TEL 045-671-2714

岩上 教行 TEL 045-671-2919

池亀 拓 TEL 045-671-7312

本多 啓一 TEL 045-671-2846

白井 正和 TEL 045-671-3501

首都圏空港の更なる機能強化（国土交通省）

- 1 将来的な首都圏空港の更なる容量拡大・機能強化について、**国の負担と責任における実施及び関係自治体の意見の反映**
- 2 周辺環境への影響についての**きめ細かな対策の実施**
- 3 就航路線決定における**関係自治体の意見の十分な反映**

【提案の背景・必要性】

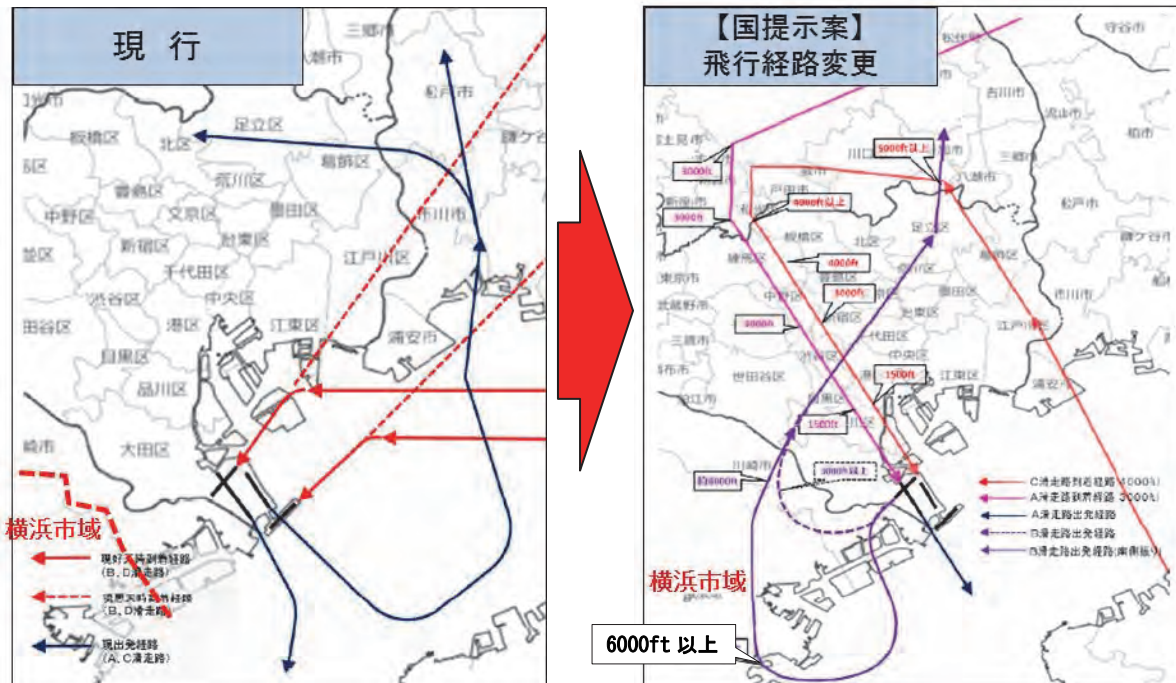
- ・ 国家戦略特区に対応した国際ビジネス拠点の形成に向け、将来的な首都圏空港の更なる容量拡大や、深夜早朝便の有効活用に向けた羽田空港へのアクセス改善など、機能強化は推進すべきですが、地方自治体に負担を強いることのないよう、**国の負担と責任における実施及び関係自治体の意見の十分な反映が必要です。**
- ・ 平成 26 年度に国が設置した「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」の中で、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けた方策として、飛行経路の見直し等による羽田空港の機能強化の考え方が国から示されましたが、その実施においては**航空機騒音や住民の不安等に対して、地域住民や関係自治体の意見を踏まえ、きめ細かな対策を講じることが必要**です。
- ・ また、市内企業が今後、ますます羽田空港を利用し、海外事業展開を図りやすくするため、また、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催決定を好機ととらえ、国内外からの誘客を促進するために、**増枠の実施に際しては、関係自治体の意見の十分な反映が必要です。**

■羽田空港における発着枠の推移について

	内陸種別	平成 22 年 10 月時点 (D滑走路供用開始)	平成 27 年 3 月時点 (現状)	2020 年までの 方策 (国提示案) (万回/年)	将来
		(万回/年)	(万回/年)		
昼間時間帯 (6～23時)	国内線	30.1	34.0	オリンピック・パラ ンピック東京大会 の円滑な開催	首都圏空港 の更なる 容量拡大 機能強化
	国際線	3.0	6.0		
深夜・早朝時間帯 (22～7時)	国内線	0.0	0.0	+3.9	国の負担 と責任で
	国際線	3.0	3.0		
発着便数 (回数) 計	国内線	30.1	34.0	34.0	施設 の増強等
	国際線	6.0	9.0	12.9	
	昼間計	33.1	40.0		
	深夜・早朝計	3.0	3.0		
	合計	36.1	43.0*	46.9*	

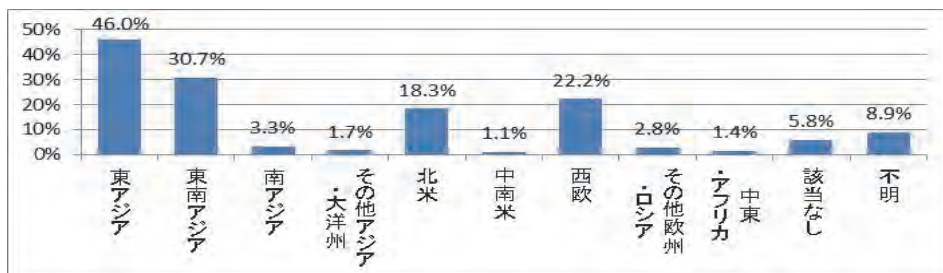
※国際チャーター及び国際貨物便などの枠 (1.7 万回/年) は除いた数字

■国から提示されている飛行経路の見直し案 ～空港周辺が南風の時～



■市内企業アンケート調査の結果

○質問：羽田空港で増便を希望する国（H26 年 11 月～12 月調査）



注）本アンケートは複数回答可としており、図中の割合は、回答した全企業（361 社）の内、その項目を選択した企業の割合を示しています。

提案・要望事項 府省別一覧

内閣官房

- ・ 地方自治体及び地域の企業の海外インフラビジネス展開に向けた支援策の拡充 p1
- ・ 社会保障・税番号制度の安定的な運用及び普及 p3
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機としたスポーツ振興、文化芸術施策の振興、教育施策の推進・強化 p21

内閣府

- ・ 社会保障・税番号制度の安定的な運用及び普及 p3
- ・ 国際戦略総合特区制度の活用による国際競争力の強化 p5
- ・ 女性活躍の取組の推進 p7
- ・ 地方分権改革の推進 p9
- ・ 「特別自治市」の早期実現 p13
- ・ 市内米軍施設の返還と跡地利用への支援 p15
- ・ 待機児童対策の更なる推進 p17

総務省

- ・ 社会保障・税番号制度の安定的な運用及び普及 p3
- ・ 女性活躍の取組の推進 p7
- ・ 地方分権改革の推進 p9
- ・ 「特別自治市」の早期実現 p13
- ・ 居所不明児童に対する情報一元化 p29
- ・ 防災対策・交通安全対策及び震災対応の推進 p57

法務省

- ・ アジアにおけるMICE分野の国際競争力強化 p49

外務省

- ・ 地方自治体及び地域の企業の海外インフラビジネス展開に向けた支援策の拡充 p1
- ・ 市内米軍施設の返還と跡地利用への支援 p15
- ・ 地域における海外展開策の支援拡充・強化 p19

財務省

- ・ 女性活躍の取組の推進 p7
- ・ 市内米軍施設の返還と跡地利用への支援 p15
- ・ 緑の総量の維持・向上に向けた一層の制度拡充 p51
- ・ 横浜港の国際競争力強化及び山下ふ頭の再開発等に向けた重点的な施策展開 p63

文部科学省

- ・ 地方分権改革の推進 p9
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機としたスポーツ振興、文化芸術施策の振興、教育施策の推進・強化 p21
- ・ 小学校の児童支援を専任する教員の定数化 p27
- ・ 居所不明児童に対する情報一元化 p29
- ・ 公共施設の老朽化対策の推進 p45

厚生労働省

- ・ 社会保障・税番号制度の安定的な運用及び普及 p3
- ・ 女性活躍の取組の推進 p7
- ・ 地方分権改革の推進 p9
- ・ 待機児童対策の更なる推進 p17
- ・ 居所不明児童に対する情報一元化 p29
- ・ 放課後児童健全育成事業の充実 p31
- ・ 生活困窮者への重層的な自立支援施策の推進 p33
- ・ 子どもの医療費助成の充実に向けた環境整備 p35

経済産業省

- ・ 地方自治体及び地域の企業の海外インフラビジネス展開に向けた支援策の拡充 p1
- ・ 地域における海外展開策の支援拡充・強化 p19
- ・ スマートシティの推進 p37
- ・ 水素エネルギーの普及促進 p39
- ・ 容器包装リサイクル制度及び家電リサイクル制度の見直し p41

国土交通省

- ・ 地方自治体及び地域の企業の海外インフラビジネス展開に向けた支援策の拡充 p1
- ・ 地方分権改革の推進 p9
- ・ 市内米軍施設の返還と跡地利用への支援 p15
- ・ パーソナルモビリティの実用化及びワンウェイ型カーシェアリングの推進 p43
- ・ 公共施設の老朽化対策の推進 p45
- ・ 国及び国の関係機関の公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大 p47
- ・ アジアにおけるMICE分野の国際競争力強化 p49
- ・ 緑の総量の維持・向上に向けた一層の制度拡充 p51
- ・ 住宅地の再生に向けた土地利用誘導の実現 p53
- ・ 国際競争力及び防災力の強化に向けた幹線道路整備等の推進 p55
- ・ 防災対策・交通安全対策及び震災対応の推進 p57
- ・ 鉄道整備事業の推進 p61
- ・ 横浜港の国際競争力強化及び山下ふ頭の再開発等に向けた重点的な施策展開 p63
- ・ 首都圏空港の更なる機能強化 p67

環境省

- ・ 地方自治体及び地域の企業の海外インフラビジネス展開に向けた支援策の拡充 p1
- ・ 容器包装リサイクル制度及び家電リサイクル制度の見直し p41
- ・ 防災対策・交通安全対策及び震災対応の推進 p57

防衛省

- ・ 市内米軍施設の返還と跡地利用への支援 p15

横浜市 政策局 大都市制度推進室 大都市制度推進課
〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1
TEL 045-671-2951

この提案・要望書は下記のサイトでご覧になれます。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/daitoshi/teian/>